

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きガイド

加入のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

基礎年金番号通知書の
再交付のお手続き

保険料はいくら？

保険料の納付方法は？

申請免除・納付猶予
のお手続き


学生納付特例のお手続き

法定免除のお手続き

保険料負担と年金額
の関係は？

追納のお手続き

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きカード

こんなとき	どうする
加入や免除の 一般的なお客様が来たとき	 お手続きカード 概要版

詳細な説明が必要なお客様には

加入するとき	 お手続きカード No.1,4,5
各種変更・資格喪失 するとき	 お手続きカード No.2,3,6,届書等
基礎年金番号通知書を 再交付するとき	 お手続きカード No.7
保険料を説明するとき	 お手続きカード No.8,9,10
保険料の納付方法を 説明するとき	 お手続きカード No.11,12,13,14
申請免除・納付猶予制度を 説明するとき	 お手続きカード No.15
学生納付特例制度を 説明するとき	 お手続きカード No.16
法定免除制度を説明するとき	 お手続きカード No.17
保険料負担と年金額の 関係を説明するとき	 お手続きカード No.18
追納制度を説明するとき	 お手続きカード No.19

国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人

➔ 加入・喪失・変更
(No.1-6)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者のうち、20歳以上60歳未満の人
■ 加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■ 加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■ 加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■ 保険料 自分で保険料を納めます。	■ 保険料 厚生年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■ 保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）

➔ 海外任意
(No.4)

➔ 任意加入
(No.5)

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

✓ 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

➔ 保険料
(No.8)

令和5年度の保険料 令和5年4月～令和6年3月

定額保険料（月額） **16,520円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（月額**400円**）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。

➔ 付加
(No.9)

✓ 保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」
と定められております。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

✓ 保険料の納め方

➔ 保険料
(No.8)

口座振替	金融機関 郵便局、 コンビニ等の 窓口で納付	クレジット カード納付	電子納付 (ペイジー)	スマートフォン アプリで納付
------	------------------------------	----------------	----------------	-------------------

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

✓ やりくり上手な納め方

➔ 前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
 - 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。
- ※ クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、2年前納、1年前納および6カ月前納の上期分が2月末、6カ月前納の下期分が8月末となります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

✓ 申請免除

⇒ 申免、猶予 (No.15)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は学生納付特例制度の対象のため、対象外となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間 ※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

令和5年7月以降の保険料の免除手続きをすると 令和5年7月から令和6年3月の保険料（月額）

免除の種類	所得	月額保険料
全額免除	所得 67万円以下のとき※	0円
4分の3免除	所得 88万円以下のとき※	4,130円
半額免除	所得 128万円以下のとき※	8,260円
4分の1免除	所得 168万円以下のとき※	12,390円

例えば、単身の場合

※ 令和6年4月から令和6年6月の全額免除の保険料額は0円、4分の3免除の保険料額は4,245円、半額免除の保険料額は8,490円、4分の1免除の保険料額は12,735円となります。

免除されると将来の年金は

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
納付猶予	○	×	○

❗ **ご注意ください！**
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

✓ 納付猶予

⇒ 申免、猶予
(No.15)

50歳未満の方で国民年金保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。（ただし学生は対象外）

審査対象者：本人（50歳未満）および配偶者

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

✓ 学生納付特例

⇒ 学特
(No.16)

学生で前年所得が基準額以下の方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

審査対象者：学生本人

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は4月～翌年3月で行います。

学生とは、学校教育法に定める大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。
※一部対象とならない学校もあります。

✓ 法定免除

⇒ 法免
(No.17)

次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届け出れば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金 (2級以上) を受けている方
2. 生活保護法による「生活扶助」を受けている方（※外国籍の方は申請免除の要件となります。）
3. 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

✓ 追納

⇒ 追納
(No.19)

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少くなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

国民年金その他の手続き先



こんなときは市区町村以外の窓口で手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手続き先
配偶者の被扶養者が20歳になったとき (厚生年金保険や共済組合に加入していない人)	第3号被保険者の加入手続きをする	配偶者の勤務先
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入する(国内協力者なし)	年金事務所



日本年金機構 年金事務所の電話番号

事務所名	業務内容	国民年金の資格・保険料に関する照会
日本年金機構 〇〇年金事務所国民年金課		00-0000-0000
日本年金機構 〇〇年金事務所		00-0000-0000

年金の請求など年金給付に関する照会

ねんきんダイヤル	0570-05-1165
	050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165

【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00

(月曜が祝日の場合は翌開所日)

火～金曜日：午前8:30～午後5:15

第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

一般的な国民年金の加入に関する照会

ねんきん加入者ダイヤル	0570-003-004
	050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525

【受付時間】

月～金曜：午前8:30～午後7:00

第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル	0570-058-555
	050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00

(月曜が祝日の場合は翌開所日)

火～金曜日：午前8:30～午後5:15

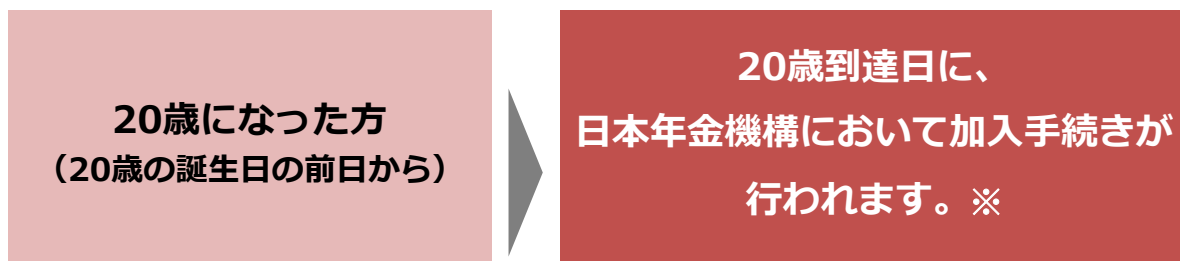
第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

No.1 20歳になったとき

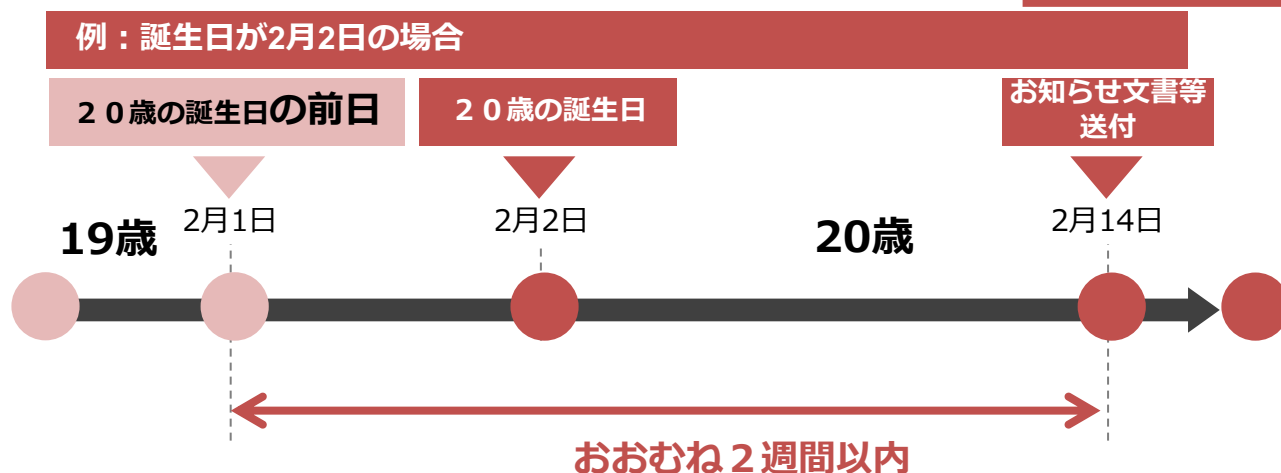
✓ 加入手続きの方法は？

➔ 届書等
(①)



※ 令和元年10月より20歳到達者の国民年金第1号被保険者の加入届出が原則として不要となりました。ただし、従来通り届出によるお手続きが必要な場合もあります。また、付加保険料の納付を希望される方も、付加保険料申出書の提出が必要です。

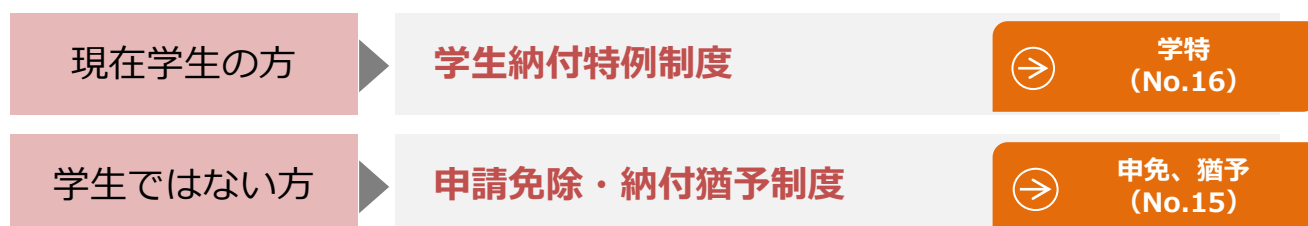
➔ 付加保険料と
付加年金
(No.9-1)



✓ 納付方法は？

➔ 保険料
(No.8)

✓ 納付が困難な場合



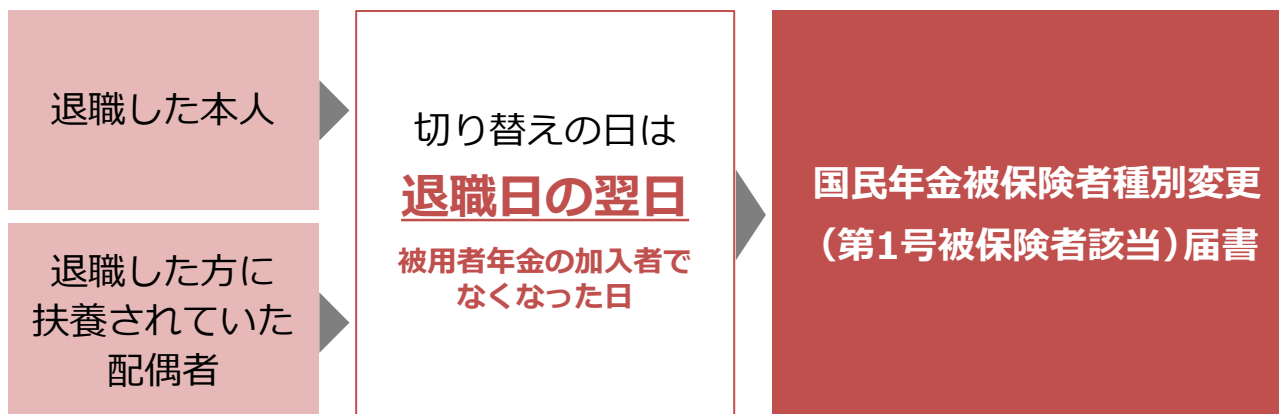
✓ 基礎年金番号通知書の見本は？

➔ 再交付
(No.7)

No.2 会社を退職したとき

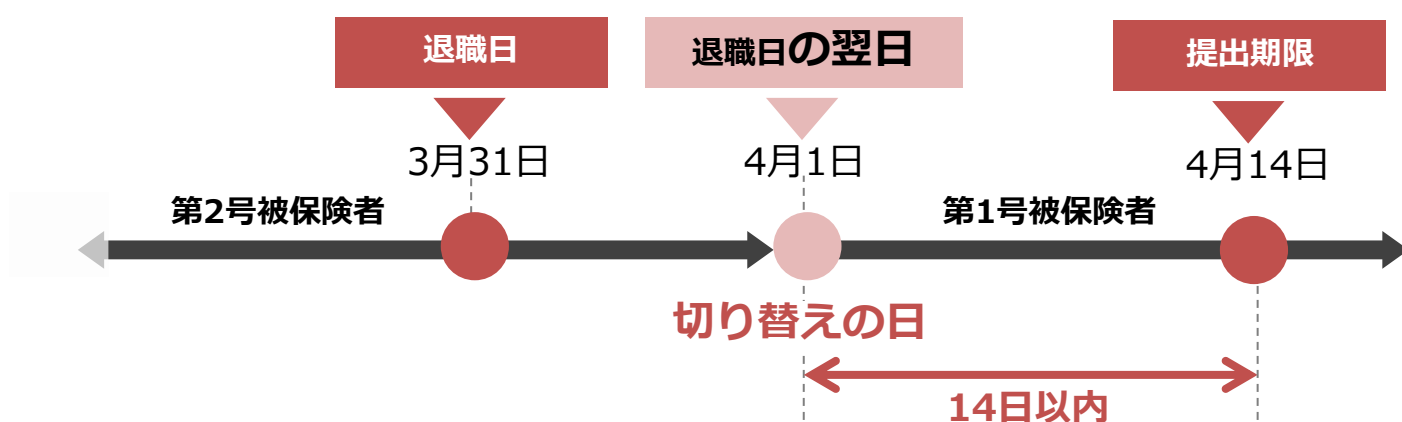
☑ 必要な手続きは？

➔ 届書等
(①)



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方（第3号被保険者）のお手続きも必要です。

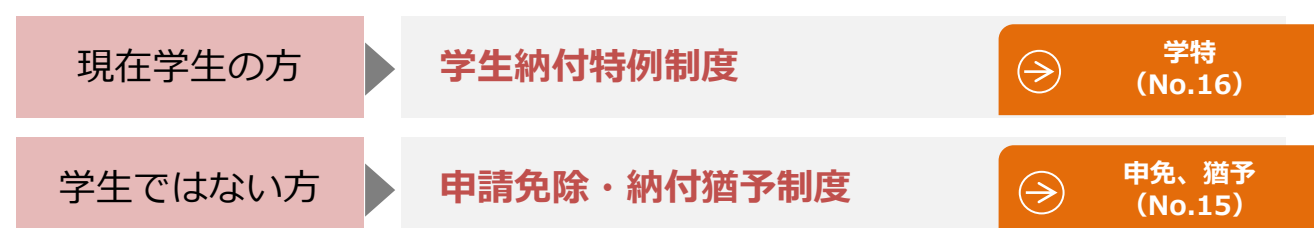
例：退職日が3月31日の場合



☑ 納付方法は？

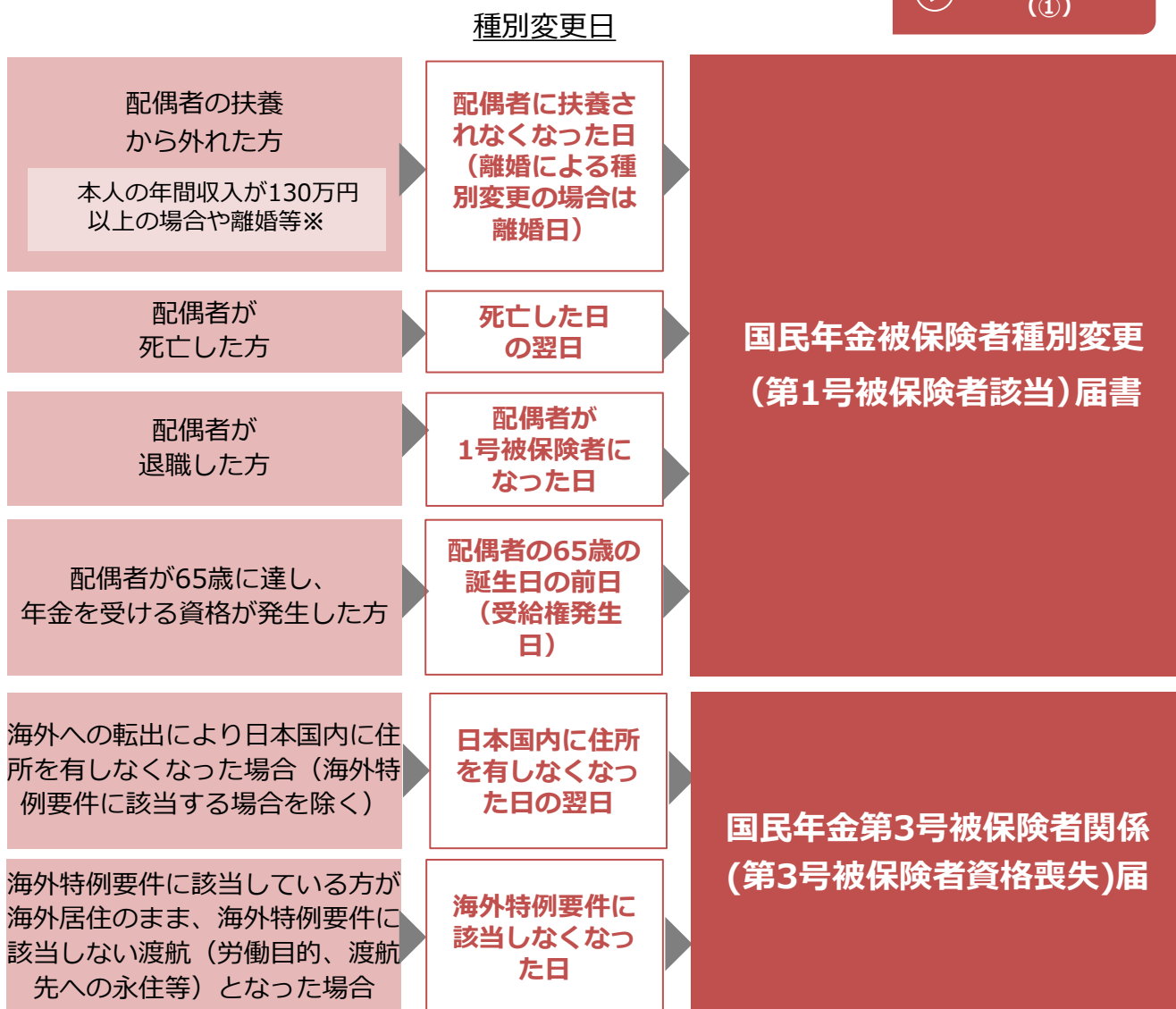
➔ 保険料
(No.8)

☑ 納付が困難な場合



☑ 必要な手続きは？

➡ 届書等
(①)



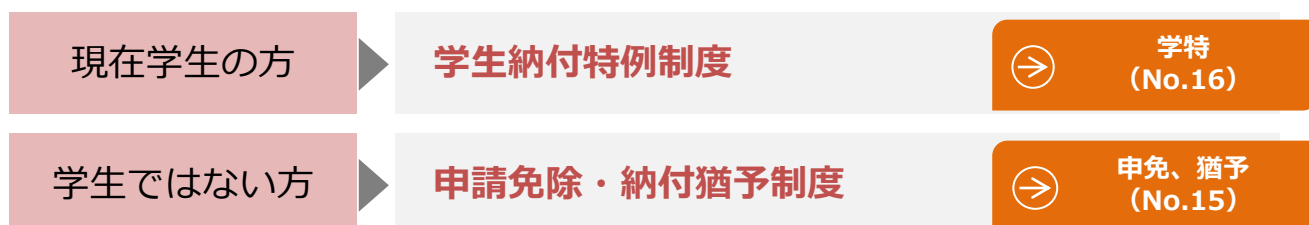
※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者(夫または妻)が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構に提出しても、市区町村への手続きが必要となります。

☑ 納付方法は？

➡ 保険料
(No.8)

☑ 納付が困難な場合



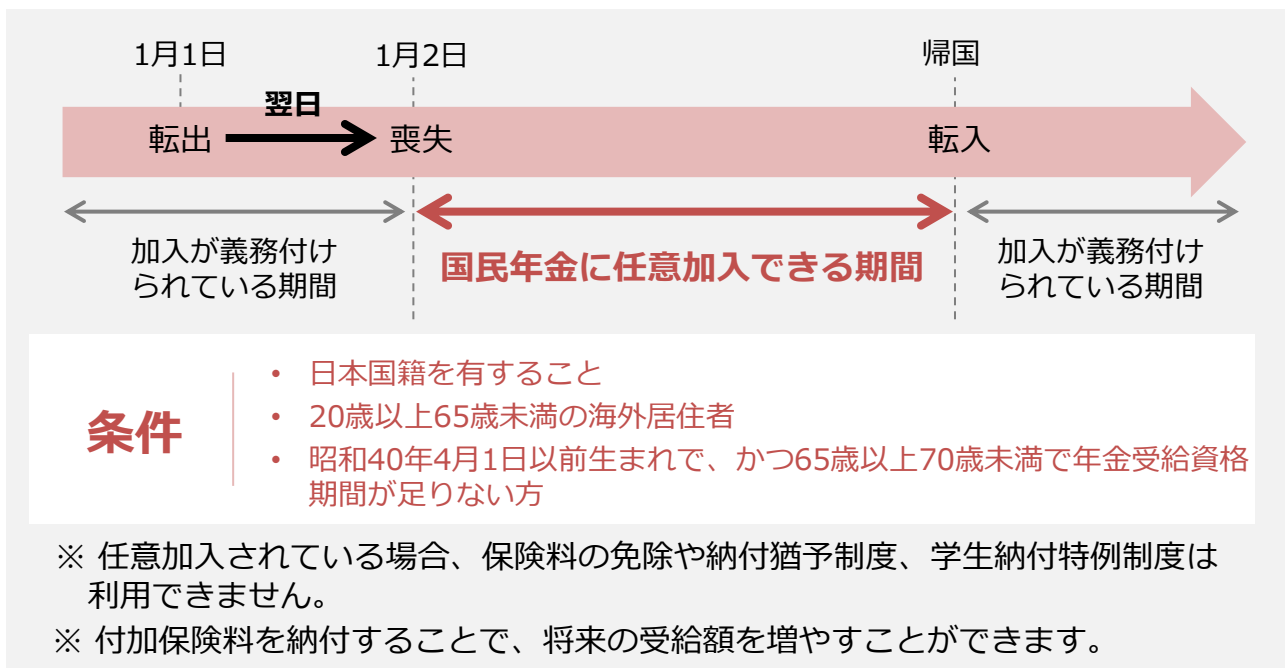
No.4-1 海外に居住するとき

✓ 海外任意加入制度の内容

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、**日本国籍の方**は国民年金に**任意加入**することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた**老齢基礎年金を受け取る**ことができます。
- **任意加入し、保険料を納めていれば、海外での生活において病気・ケガで障害が残った時や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。**
- 任意加入しない場合、海外に居住していた期間は**合算対象期間**※となります。

※ 合算対象期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されない期間のことです。

➔ 合算対象期間
(老-No.4)



✓ お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
国内協力者がいる方	最後にお住まいだった住所地の市区町村窓口
国内協力者がいない方	最後にお住まいだった住所地を管轄する年金事務所
国内協力者がいない方で、日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4-2 海外に居住するとき

✓ 納付方法



口座振替

日本国内の預貯金口座から引き落とす方法

➡ 口座振替 (No.12)



協力者が金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で納付

国内にいる親族等の協力者が納める方法

➡ 窓口 (No.11)



クレジット
カード納付

クレジットカードにより納める方法

➡ クレジット (No.13)



電子納付
(ペイジー)

ネットバンキングの電子媒体で納める方法

➡ 電子納付 (No.11)



スマートフォン
アプリで納付

○○PAY等の決済アプリで納める方法

➡ 電子納付 (No.14)

前払いによる割引制度があります。

➡ 前納 (No.10)

- 任意加入制度の加入または喪失は申出の手続きをお早めをお願いします。
- 任意加入は、さかのぼってすることはできません。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。

✓ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の**強制加入被保険者となります**。その際には**手続きが必要**※ですので、転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、**再度、納付方法の申出**が必要となります。ただし、口座振替の場合は資格取得時に意思表示を行うことで、口座振替の申出を省略することができます（同月内に喪失と取得がある場合に限る）。

✓ 任意加入をやめるとき

➡ 届書等 (①)

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、任意加入したときの手続きを行った窓口にてお問い合わせください。

No.5-1 任意加入するとき（高齢任意加入）



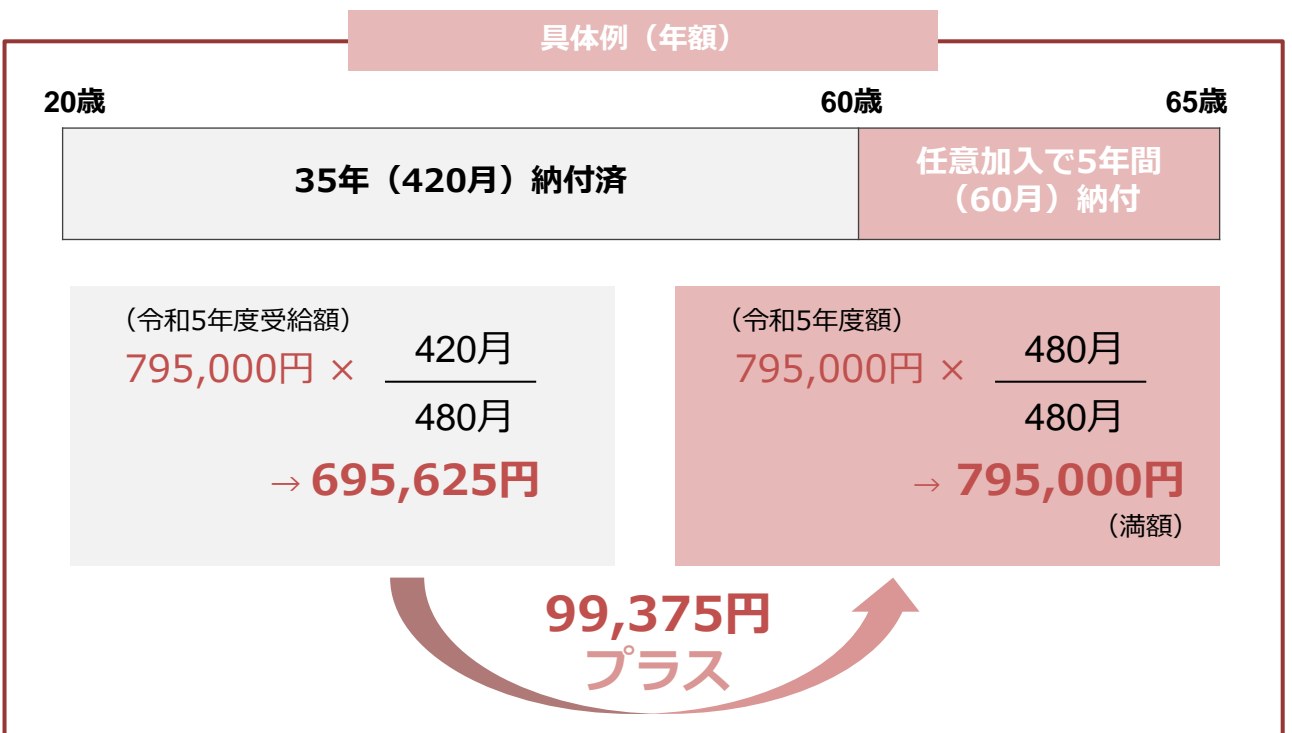
年金額を増やすには



届書等
(①)

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入が可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)



60歳（65歳）に達した日 = 60歳（65歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

✓ 受給要件を満たすためには

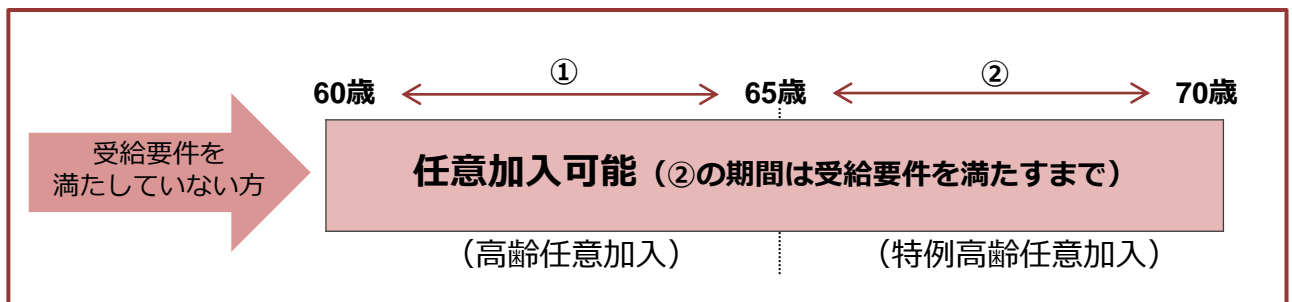
➔ 届書等
(①)

受給資格(120月以上の納付)を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後(申出された月以後)70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①の高齢任意加入で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
① 受給要件(10年)を満たしていない方 または、年金額を増額させたい方	① 65歳になるまでの間
② 受給要件(10年)を満たしていない方 ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方	② 70歳になるまでの間 (受給要件を満たすまで)



60歳(70歳)に達した日 = 60歳(70歳)の誕生日の前日

✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.6-1 資格を喪失したとき

☑ 必要な手続きは？

➔ 届書等
(①)



※ 第2号被保険者または第3号被保険者となる場合を除く。

☑ 保険料

- 国民年金の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納付する必要があります。
- 資格取得日の属する月に資格を喪失した場合は、当月分を納付する必要があります。
(ただし、その後月末の時点で第2号被保険者または第3号被保険者である場合は、納付を要しません。)
- 保険料を前納している場合には、資格喪失日の属する月以後は還付されます。

(注) なお、被保険者資格を喪失した場合であっても、引き続いて任意加入などの被保険者資格を取得し、希望した場合には、引き続き被保険者期間に係る前納保険料として取り扱うことができます。

No.6-2 資格を喪失したとき

手続きに必要な書類

書類名	目的	備考
基礎年金番号通知書 または年金手帳	基礎年金番号の確認のため	死亡届の場合は、必ずしも 要しません
共済組合員証	共済組合の資格取得日の 確認のため	共済組合に加入の場合
年金証書のコピー	—	退職を事由とした年金の 受給権を得た場合
委任状	—	本人以外が手続きするとき (ただし、世帯主は委任状が なくても届出が可能)

No.7-1 基礎年金番号通知書再交付申請



基礎年金番号通知書



届書等
(①)

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生年月日

交付

厚生労働大臣

<現在交付している基礎年金番号通知書>



基礎年金番号通知書（表裏）

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生年月日

交付

厚生労働大臣

年金についての相談

年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。

日本年金機構

No.7-2 基礎年金番号通知書再交付申請



お手続き窓口

再交付申請をされる方	お手続きを行う窓口
国民年金第1号被保険者の方 任意加入被保険者の方	住所地の市区町村窓口、住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険または船員保険の被保険者の方	勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（事業所経由または直接。郵送の場合は事務センターでも可）
国民年金第3号被保険者の方	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険の第四種被保険者の方	住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所
最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった方	被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）

○ 約1ヵ月半後、年金事務所より新しい基礎年金番号通知書が送付されます。

No.8 保険料額について

国民年金の保険料（令和5年度の額）

令和5年度の保険料（令和5年4月～令和6年3月）

定額保険料（月額） **16,520円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

➔ 付加
(No.9)

国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。

納付方法



口座振替

日本国内の預貯金口座から引き落とす方法

➔ 口座振替
(No.12)



協力者が
金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

国内にいる親族等の協力者が納める方法

➔ 窓口
(No.11)



クレジット
カード納付

クレジットカードにより納める方法

➔ クレジット
(No.13)



電子納付
(ペイジー)

ネットバンキングの電子媒体で納める方法

➔ 電子納付
(No.11)



スマートフォン
アプリで納付

〇〇PAY等の決済アプリで納める方法

➔ 電子納付
(No.14)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

早割制度（口座振替）

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒年間600円（月額50円）の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

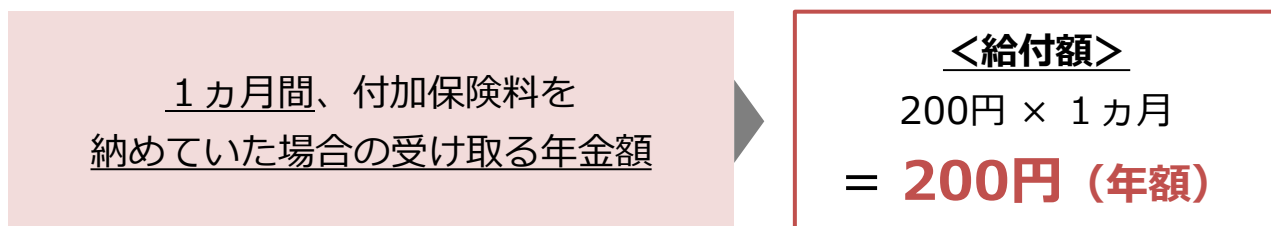
➔ 前納
(No.10)

No.9 付加保険料と付加年金

✓ 付加保険料

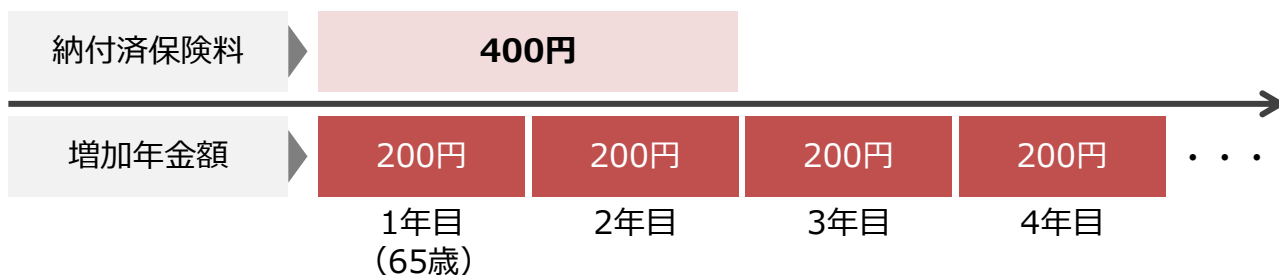
定額保険料（令和5年度：16,520円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- **付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。**



※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- **1 カ月間付加保険料を納めた場合**



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

✓ 注意事項

➔ 届書等
(①)

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。
- 産前産後保険料免除期間についても付加保険料を納付することができます。

No.10-1 前納制度

✓ 前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になる制度です。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。
※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。
※口座振替申出後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の申出は不要です。
- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」 ・「1年前納」 ・「6カ月前納」 ・「早割（口座振替のみ）」
 - ・「令和5年3月までの前納(納付書のみ)」 ・「令和6年3月までの前納(納付書のみ)」

✓ 2年前納とは

- 2年度分の保険料をまとめて納めることができる制度です。
- 毎月納付する場合に比べ割引になります。
 - ・ 口座振替の場合：2年間で16,100円の割引
 - ・ 現金・クレジットカード納付の場合：2年間で14,830円の割引



届書等
(8)

※ 2年前納額は、**毎年2月下旬**に公表されます。

※ 実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。

✓ 前納保険料額



参考資料

<令和5年度の金額>

※ () 内は割引額

納付方法		1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割引がない場合		16,520円	99,120円	198,240円	402,000円
前納	現金支払 クレジットカード納付	※前納制度なし	98,310円 (△810円)	194,720円 (△3,520円)	387,170円 (△14,830円)
	口座振替	16,470円 (△50円)	97,990円 (△1,130円)	194,090円 (△4,150円)	385,900円 (△16,100円)

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

※ 保険料額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。

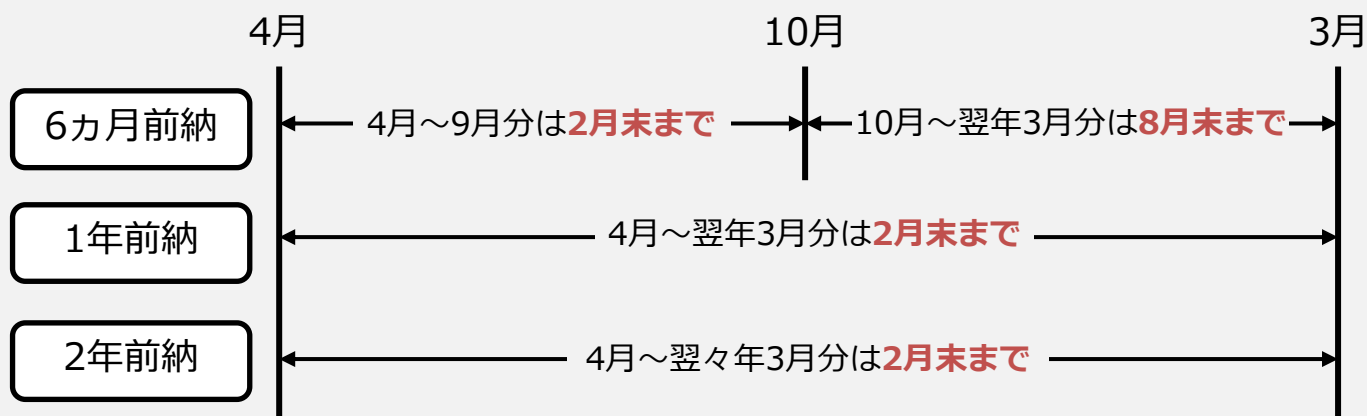
No.10-2 前納制度

✓ 手続き方法

クレジット納付の場合は・・・

➔ クレジット
(No.13)

お申し込み期限（口座振替）：



- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

引き落とし日：

6カ月前納	4月～9月分	4月末日
	10月～翌年3月分	10月末日
1年前納	4月～翌年3月分	4月末日
2年前納	4月～翌々年3月分	4月末日

※ 振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

お申し込み方法：

➔ 届書等
(8)

- 「前納」で納付するためにはお手続きが必要です。
- 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所にご提出（郵送も可）ください。
- 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、基礎年金番号通知書や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。金融機関届出印や口座名義人氏名に誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。
- 前納方法を変更する場合は、改めて国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書の提出が必要です。

No.11-1 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付



現金で納付するときは

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「**納付期限**」までに**銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア**で納めてください。
- **市区町村および年金事務所の窓口**では、**国民年金保険料を納めることはできません**ので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

<ul style="list-style-type: none"> ● セブン-イレブン ● 山崎製パン <ul style="list-style-type: none"> - デイリーヤマザキ - ヤマザキスペシャルパートナーショップ - ニューヤマザキデイリーストア - ヤマザキデイリーストア ● ポプラグループ <ul style="list-style-type: none"> - ポプラ - 生活彩家 - くらしハウス - スリーエイト 	<ul style="list-style-type: none"> ● ローソン ● ファミリーマート ● ミニストップ ● セイコーマート ● MMK設置店 ※ MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



納付書見本

領収（納付受託）済通知書 (国庫金) 国民年金

02401 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局（国民年金）

納付目的 国民年金保険料 () 56005

納付期間 年 月 日

納付書発行年月日 年 月 日

00500

※裏面のご説明をお読みください。 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

※ 納付方法の詳細については、納付書の裏面をご確認ください。

親展 折り曲げ厳禁

料金後納郵便

開封前にあて名をご確認ください。

日本年金機構 Japan Pension Service 年金事務所

※電子納付(マイナンバー)がご利用いただける窓口は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

5. 2年分、1年分または6ヵ月分の保険料を納付すると、保険料が割引されてお渡す。

※国民年金保険料の納付補助費が支払されている期間中は、電話・文書・訪問による納付のご案内をさせていただきます。

※すでに納付済とされている方と同様の納付書を受け取られる方は、行き違いですのでご了承ください。

※ご利用のたばこ保険料の納付については別途案内させていただきます。

<年金事務所発送封筒>

親展 料金後納郵便

国民年金保険料納付書 在中

開封前にあて名をご確認ください。 区分郵便

日本年金機構 Japan Pension Service 事務センター

※日本年金機構は、厚生労働大臣から委託を受けて納付書を送付しています。

◆お問い合わせ先は、この封筒の裏面、または異封筒の封筒裏面に記載してください。

※電子納付(マイナンバー)がご利用いただける窓口は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

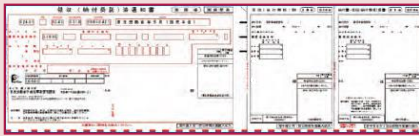
※ご利用のたばこ保険料の納付については別途案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページをご確認ください (https://www.nenkin.go.jp/)

<日本年金機構本部発送封筒>

☑ 電子納付（ペイジー）

ペイジーでのお支払い手順



お手元に納付書が届いたら…

ATMの利用方法

次の金融機関のATMで

ペイジーが使えます。

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
埼玉りそな銀行、青森銀行、群馬銀行、足利銀行、
千葉銀行、横浜銀行、関西みらい銀行、南都銀行、
広島銀行、福岡銀行、十八親和銀行、東和銀行、百十四銀行
京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、七十七銀行、荘内銀行
全国の農業協同組合（一部の農協ではお取り扱いできない場合があります。）

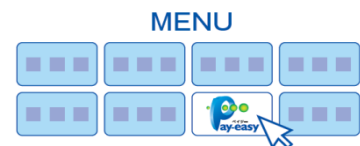
ネットバンキングの利用方法

インターネットバンキングにログイン

ご契約のインターネットバンキングのホーム
ページを開きます。
「利用者ID」「パスワード」等を入力し、
ログインします。

① メニューの「ペイジー」を選ぶ

① メニュー名称は「税金・各種料金払込み」など、金融機関
によって異なります。



② 納付情報入力

② 納付書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」
「確認番号」を入力します。

収納機関番号

00500

次へ

③ 納付

③ お支払内容が自動的に画面に表示されます。
お手元の納付書と比べて確認します。

国民年金保険料

¥（納付書記載の額）

支払

キャッシュカードまたは現金で納付

「支払」ボタンを押す

支払いFINISH！

ペイジー

検索

<http://www.pay-easy.jp>

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構

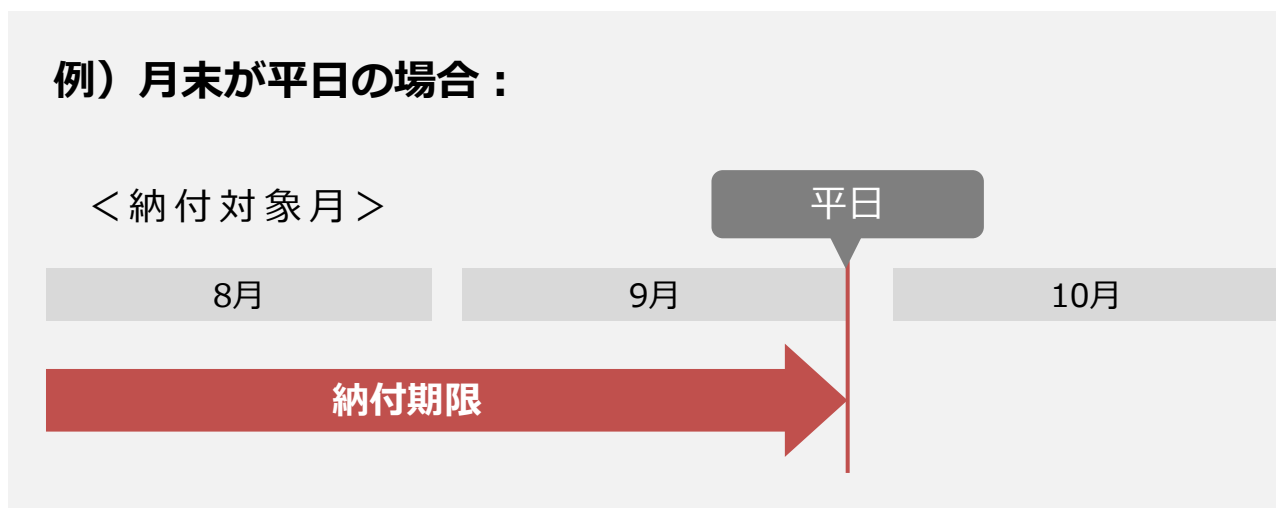


※日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構より引用

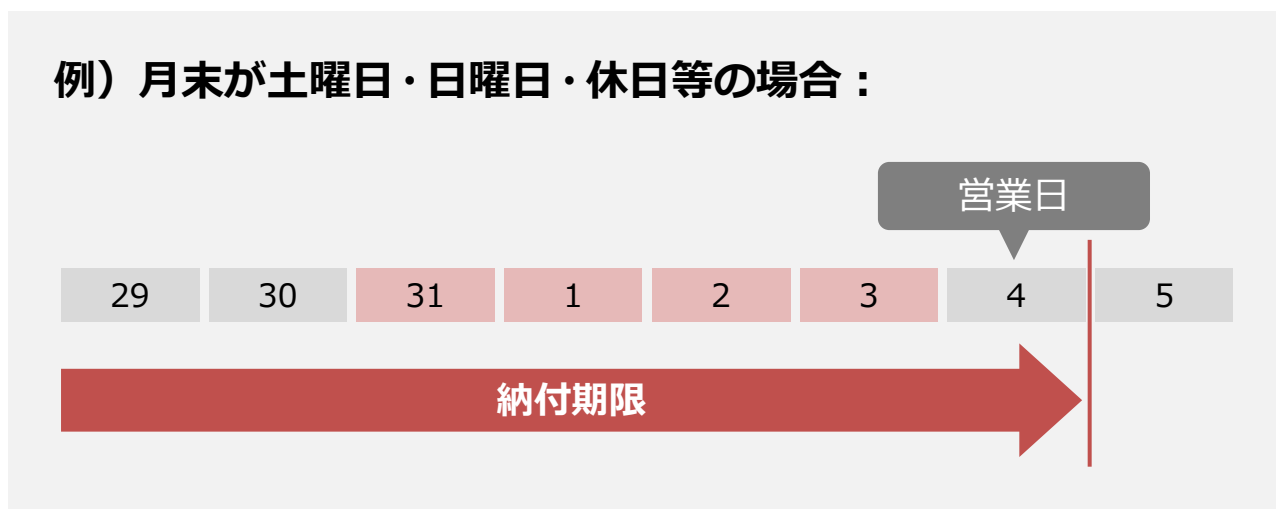
☑ 注意事項

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」と定められております。
月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合は翌月最初の金融機関等の営業日となります。

例) 月末が平日の場合 :



例) 月末が土曜日・日曜日・休日等の場合 :



納付期限までに保険料を納めていないと**障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない**場合がありますので、忘れずに納めてください。

※なお、納付書の「納付期限」とは、納付対象月の翌月末日のことをいい、納付書の「使用期限」とは、その納付書が使用できなくなる日をいいます。

※ 納付期限から2年を経過した場合は、時効により納付できなくなります。

☑ 口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

☑ 手続き方法

➔ 届書等
(8)

- 申込用紙（「**国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書**」）に必要事項を記入し、お近くの**年金事務所または金融機関**の窓口提出していただくか、年金事務所に郵送してください。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口にて備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印、氏名と口座名義の確認をお願いいたします。

☑ 口座振替の早割制度とは

通常は翌月末に行われる口座振替を、当月末に行い、早めに納めていただくことで保険料を割引（**年間600円（月額50円）**）する制度です。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も**早割に変更するためには、あらためて申し込みが必要**です。
- 口座振替が開始されるまで、**2カ月程度かかります**のであらかじめご了承ください。

☑ 注意事項



届書等
(9)

- お申込みから数週間後に、「国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ」 および 「国民年金保険料口座振替額通知書」 をお送りします。
- 翌年度以後は、毎年（2年前納は隔年）4月中旬に「国民年金保険料口座振替額通知書」 をお送りします。

残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ（ハガキ）をお送りすると共に、以下の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

翌月末振替、当月末振替（早割）の場合：

① 翌月にもう一度だけ再振替します。

例：9月分が振替不能
次回に9月分と10月分を合わせて振替します。

② 再振替できなかった場合

後日、納付（案内）書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

2年前納の場合：

翌年の前納振替までの間は、自動的に翌月末振替となります。

翌年の前納振替時に再び2年前納分の口座振替が行われます。

1年前納、6カ月前納の場合：

次の前納振替までの間は、自動的に翌月末振替となります。

納付（案内）書でご依頼された時の月分以後の前納はできますので、ご希望の方は年金事務所へご連絡ください。

注意：残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

No.13 クレジットカード納付

✓ 手続き方法

➔ 届書等
(12)

- 申込用紙に必要事項を記入し、お近くの年金事務所の窓口へ提出していただくか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

✓ 注意事項

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）

➔ 届書等
(13)

納付方法	期間	立替納付期日	申込期日
毎月納付	当月分	当月末日	-
6カ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日	2月末日 8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日	2月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分	4月末日	2月末日

- お申込みから数週間後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書」をお送りします。
- クレジットカード納付では、当月末振替（早割）はできません。また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額と同額です。

※被保険者とカード名義が異なる場合には、被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカードの名義人に委託したものとして取り扱わせていただき、カードの名義人の方はこれを承諾していただきます。
なお、被保険者とカードの名義人の続柄が配偶者以外の場合は、カードの名義人に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

No.14-1 スマートフォンアプリ納付

☑ スマートフォンアプリでの納付のメリット

納付書がお手元に届いたら、スマートフォンを使ってすぐに納付することができます。

☑ 支払方法

国民年金保険料が納付できるスマートフォンアプリ一覧

au PAY	d払い®
PayB ※	PayPay
楽天ペイ	

※金融機関等が提供するアプリを含む。
(対象の決済アプリは、追加となる場合があります。)

スマホ決済では、利用する決済アプリにより以下のいずれかの方法で支払うこととなります。

① 第三者型前払式支払方式による支払 (PayB以外)

事前に○○Pay等の決済アプリにチャージした電子マネー等による決済を行う方式

② クレジットカード情報等を登録した決済アプリを利用した支払 (PayB)

事前にPayBアプリに登録した金融機関口座又はクレジットカードの情報に基づき、金融機関口座からの引き落とし又はクレジットカードによる立替払いによる決済を行う方式

No.14-2 スマートフォンアプリ納付

✓ 納付方法

- ① 決済アプリをダウンロード
- ② 氏名・生年月日等を登録
- ③ 納付書に記載されているバーコードを読み取る
- ④ 決済内容を確認
- ⑤ パスワード入力

↓
納付完了

ここを読み取る

✓ 注意事項

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）はスマホ決済ができません。

バーコード読み込み後の支払い画面及び支払い結果画面には、「日本年金機構（国民年金保険料）」と表示されます。

No.15-1 申請免除・納付猶予制度

制度のご説明

■ 申請免除

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

■ 納付猶予

50歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合は、本人が申請することによって保険料の納付が猶予されます。

定額保険料（月額）	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	16,520円	16,590円	16,610円	16,540円

免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	4,130円	4,150円	4,150円	4,140円
半額免除（2分の1納付）	8,260円	8,300円	8,310円	8,270円
4分の1免除（4分の3納付）	12,390円	12,440円	12,460円	12,410円
納付猶予	0円	0円	0円	0円

No.15-2 申請免除・納付猶予制度

✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				50歳未満の第1号被保険者 （50歳になる月の前月まで）
審査基準	本人・本人の配偶者・世帯主 3名 のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.46 □審査基準 参照）				本人・本人の配偶者 2名 のそれぞれの所得が納付猶予基準に該当することが必要です
免除・納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます （一部不可）	できません （更新手続きが必要です）			できます （一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます （一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がつきます）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.18)

		保険料納付	納付猶予	申請免除		保険料未納
				全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×
	増える？ (年金額)	○	×	○ ※2※3	△ ※2※3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付が必要な残りの保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる**場合があります。
- ※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能**です。
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。



手続き



申請書等
(16)

「マイナポータル」による**電子申請**、もしくは「**国民年金保険料免除・納付猶予申請書**」を**住民票上の住所地**の市区町村に提出することで手続きが可能です。

- 申請免除・納付猶予は、**過去2年1カ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（7月から翌年6月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

No.15-4 申請免除・納付猶予制度

審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
	4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	納付猶予 [※]	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。ただし、世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- ・ 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が135万円以下の方
- ・ 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
- ・ 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
- ・ 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
- ・ 特別障害給付金を受給している方
- ・ 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

(配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。)

No.15-5 申請免除・納付猶予制度



免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から令和6年6月末（令和5年6月30日までに申請した場合は令和5年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・納付猶予、学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 納付猶予は50歳になる月の前月分まで申請できます。50歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去分の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

令和5年度期間

5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

令和4年の所得（※）により審査します

令和4年度期間

4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

令和3年の所得（※）により審査します

令和3年度期間

3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

令和2年の所得（※）により審査します

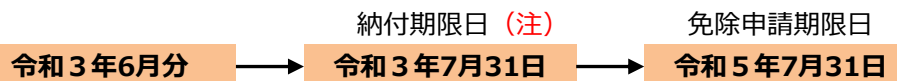
令和2年度期間

2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

令和元年の所得（※）により審査します

（※） 地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、
令和3年6月分の
保険料の
免除申請期限日は…



（注） 納付期限日が土・日・祝日であった場合には、翌営業日が納付期限日となります。

✓ 来年度以後は？

- **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 納付猶予のみ

継続 申請

全額免除および納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

- 免除等の申請をした後に**前年所得の修正**があった場合は、年金事務所にご連絡ください。
- 免除等の承認後に**第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）**となった場合
第1号被保険者でなくなった場合は、自動的に免除等期間ではなくなりますが、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。
- 免除等の承認期間中に**学生となった場合**は、学生納付特例の申請が必要です。
- 免除等の承認期間中に**配偶者もしくは世帯主の異動があった場合**は、再度申請することにより異動日の前日から免除区分が変更になることがあります。

✓ 手続き後は？



申請書等
(18)

■ 審査結果について

日本年金機構から概ね2~3カ月後に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料（前納保険料を除く）は還付できません。
- ※ 全額免除・納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です）。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

✓ 将来の年金額を増やすには？



追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

No.16-1 学生納付特例制度

✓ 学生納付特例とは

学生納付特例制度は、学生の方の申請により、保険料の納付を猶予（先送り）する制度です。

この制度を活用することで、学生の方が、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合等、**障害基礎年金等を受給できなくなることを防止**できます。

※学生の方は、申請免除・納付猶予制度は利用することができません。

✓ 対象となる方

学生で、本人の所得が一定以下の方が対象です。

学校教育法に定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校※1、一部の海外大学の日本分校※2に在学する方
（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）



128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等
（本人）

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

学生納付特例の対象となる学校は日本年金機構のホームページで確認ができます。

※2 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

✓ 年金を受け取る時はどう違うの？

➔ 年金額
(No.18)

		保険料納付	学生納付特例	保険料未納
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	×
	増える？ (年金額)	○	×	×

No.16-2 学生納付特例制度

✓ 手続き

➔ 申請書等
(20)

「マイナポータル」による電子申請、もしくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」を住民票上の住所地の市区町村窓口にて提出することで手続きが可能です。

- 学生納付特例は、過去2年1カ月分をさかのぼって申請することができます。
- 1枚の申請書につき1年度分（4月から翌年3月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出が必要です。
- 在学証明書原本もしくは学生証（裏面も含む）のコピーの添付が必要です。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
学生納付特例	年度毎に申請が必要 年度：4月～翌3月	×（※）

（※）申出している在学期間中は、毎年4月に更新の申請書が届きます。

✓ 将来の年金額を増やすには？

➔ 追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

- 追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以後に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

例1：令和5年（2023年）3月31日までに追納する場合

H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3
←-----→									
加算あり									

例2：令和6年（2024年）3月31日までに追納する場合

H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4
←-----→									
加算あり									

✓ 手続き後は？

➔ 申請書等
(2)

■ 審査結果について

申請後、日本年金機構から**概ね2～3カ月後**に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、前年所得「有」として申請された方については所得の確定が6月以後となりますので、日本年金機構での所得審査が7月から開始となります。

※学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた国民年金保険料は還付できません。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 学生でなくなった場合

➔ 申免、猶予
(No.15)

学生納付特例の承認を受けていた方は、「学生不該当届」を提出する必要があります。また、所得の少ない方は**免除・納付猶予の申請を行うことができます**。

■ 来年度も学生である場合

前年度の申請の際に記入した在学予定期間中の方は、日本年金機構から3月末に更新の案内が届きます。

学生納付特例を希望する場合は、**来年度4月以後すみやかに申請してください**。

✓ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？

保険料の**免除・納付猶予制度**があります。

➔ 申免、猶予
(No.15)

【免除・納付猶予制度のメリット】

- 病気やけがで障害が残ったときにも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に参入されます。

✓ 法定免除とは

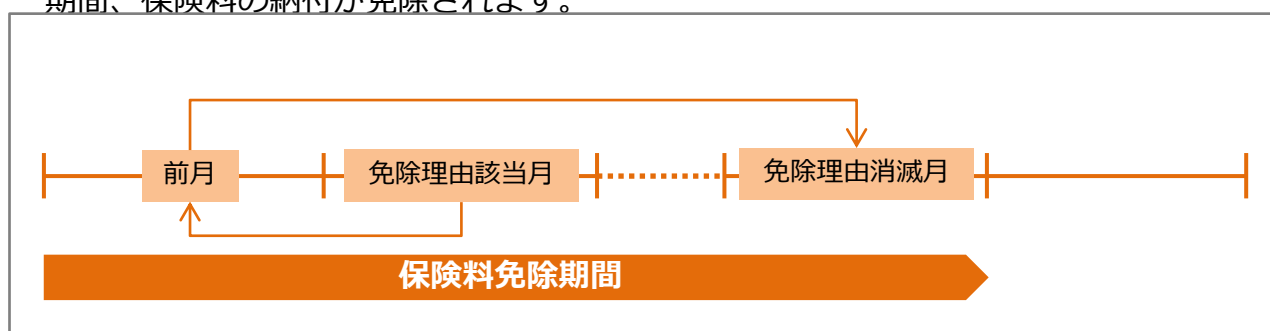
第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に**保険料の納付が免除**される制度です。

✓ 対象となる方

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の**障害年金**、その他の障害を支給事由とする給付であって、政令で定める給付を受けている方
2. 生活保護法による「**生活扶助**」を受けている方
※外国籍の方は生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護となっているため申請免除の要件となります。
3. **厚生労働大臣が指定する施設**（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

✓ 年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の**受給資格期間および年金額に算入**されます。
※老齢基礎年金の場合、1カ月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1カ月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば追納も可能です。
- **免除理由該当日の属する月の前月分**から**免除理由消滅日の属する月分**までの期間、保険料の納付が免除されます。



【前納保険料】

- 法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

✓ 手続き

➔ 申請書等
(①)

- 条件に該当するようになった時
「国民年金保険料免除理由該当届」を市区町村に提出します。

➔ 申請書等
(①)

- 条件に該当しなくなった時
「国民年金保険料免除理由消滅届」を市区町村に提出します。

✓ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？

➔ 申請書等
(24)

「国民年金保険料免除期間納付申出書」を市区町村に提出します。

- 本人の申出により、平成26年4月1日前に法定免除に該当している場合には、平成26年4月1日以降の免除期間（平成26年3月分保険料～）、平成26年4月1日以降に法定免除に該当する場合には、免除理由該当日の属する月の前月以降の免除期間について、保険料を納付することができます。
 - 遡及して法定免除となった期間について、本人が保険料の納付を希望する場合は、過去期間について納付申出が出来ます。ただし、2年を超える未納期間については、納付することができません。
 - 法定免除該当日の属する月以降の前納保険料がある場合、通常は還付等を行いますが、平成26年4月以降の期間については、納付申出を行うことでそのまま前納期間とすることができます。
- 国民年金保険料免除期間納付申出にあたって、以下の確認事項があります。
 - 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生するため、保険料が未納のまま納付期限が経過すると、その期間は未納期間となります。
 - 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって法定免除に戻すことはできません。なお、時効内であれば、さかのぼって申請免除はできます。
 - 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。
 - 納付申出をした期間は、付加年金または国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金または国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。
 - 納付申出をやめる場合にも、申出が必要です。

No.18 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1カ月の**保険料額**と1か月あたりの**年金額**の関係は下記のとおりです。

保険料							
国庫負担							

	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除	⑤ 全額免除	⑥ 納付猶予 学生納付特 例	⑦ 産前産後 免除
1カ月の 保険料額 ※1	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円	0円	0円	0円
年金額に 反映される割 合	1	7/8	6/8	5/8	4/8	0	1
(参考) 1か月あた りの年金額 ※2	1,656円	1,449円	1,242円	1,035円	828円	0円	1,656円

※1 令和5年度の保険料額

※2 令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の老齢基礎年金の満額（795,000円）を基に推計

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで将来の年金額を増やすことができます。

➔ 追納
(No.19)

✓ 「追納」とは？

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少くなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

例：令和5年11月に追納できるのは平成25年11月分からとなります。

✓ いくら納めればいいのか？

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除		
平成25年度の月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円	↓ 加算	
平成26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円		
平成27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円		
平成28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円		
平成29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円		
平成30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円		
令和元年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円		
令和2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円		
令和3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円		加算額 はありません
令和4年度の月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円		

✓ 手続き



申請書等
(26)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、**未納期間となるため、追納できません。**
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、先に4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。**
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

✓ 事務処理誤りにかかる特例制度とは

年金事務所や市区町村役場などで事務処理を誤ったことにより、国民年金保険料の納付ができなかった場合や各種手続きができなかった場合、申出（特定事由の申出）をし承認されると、保険料（特例保険料）の納付や各種手続きをすることが可能になる制度です。

✓ 申出ができる主な事例

- 年金事務所へ納付書を送るよう依頼したが、年金事務所でも誤った処理を行い納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。
- 市区町村役場で受け付けた届書について、処理が遅延し納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。

（※国民年金法第102条第4項の規定により2年を経過した保険料については、保険料徴収権が時効によって消滅することから徴収することはできません。）

✓ 特例保険料

- 特定事由の申出が承認され、保険料を納付することができるようになった場合、後日、納付書（特例保険料）をお送りいたします。
- 特例保険料の金額については、事務処理誤りがあった当時の金額になります。
- 特例保険料の納付期限は、申出が承認されてから2年となります。

✓ 注意点

- 次の国民年金制度の事務処理を担当する機関の事務処理誤りがあり、保険料の納付や各種手続きができなかった場合に申出が可能となります。

厚生労働省・日本年金機構・市区町村・委託業者等・収納機関等

- 当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただき、お申し出の時に関連資料の提出や内容説明のご協力をお願いします。
- 「事務処理誤りにより前納制度による割引後の額での納付ができなかったが、通常の保険料額での納付はできた場合」や「事務処理誤りにより追納申込みの時期が遅れたため、追納額が高くなった場合」などの金額についての申し立ての場合、特定事由の申出はできません。

国民年金 特定事由等該当申出書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日
 以下のとおり申出します。
 また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

日本年金機構

① 申出日	令和 年 月 日
※ ② 個人番号 (または基礎 年金番号)	
③ 氏名	
④ 生年 月日	5. 昭和 7. 平成
⑤ 性別	男性・女性

⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いただいても差し支えありません。)

※「⑥申出の理由や経緯など」については、日付・対象となる期間・届った事象・できなかった理由等についてご記入いただく場合は、お客様の氏名も併せてご記入ください。

⑦ 申出期間	昭和・平成	年	月	日
	昭和・平成	年	月	日
	昭和・平成	年	月	日

⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに)

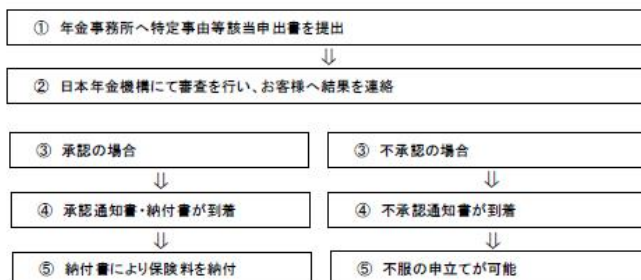
ア. 保険料の納付・付加保険料納付
 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付
 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付
 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む)
 オ. 学生納付特例の申請
 カ. 追納保険料の納付
 キ. 後納保険料の納付

※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②個人番号」に左詰めで記入し

- 添付書類
 - ◇ 申し出の手続きを代理の方に委任する場合は、委任状
 - ◇ 申し出の手続きを法定代理人が行う場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
 - ◇ 申出の根拠となる書類(お持ちの場合のみ)
 - ・ 届書・申請書などの控え
 - ・ 相談票(来訪)の控え
 - ・ お客様が録音した録音データ
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付した手紙
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付したメモ
 - ・ お客様の当時のメモ
 - ・ 免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書(当時の所得証明書や世帯の構成が確認できる証明書、在学証明書など)
- 個人番号(マイナンバー)により申出する際の添付書類について
 - ◇ 本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。
 - ① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ② 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}
 - ※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
 - ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

- 注意事項
 - ◇ 『前納による保険料の割引』や『期間が経過したことによる追納加算額の増加』などの金額についての申出の場合、本制度は利用できません。
 - ◇ 申し出から回答までに要する期間は約90日です。
 - ◇ 本制度の申出が認められない場合、3カ月以内に文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求(不服の申立て)ができます。

■ 手続きの流れ(事例: 納付ができなかったケース)



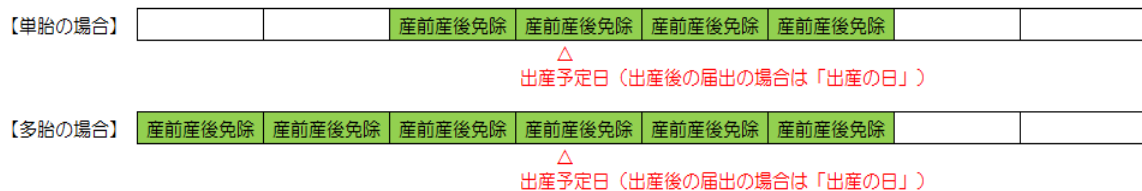
- 提出先・お問い合わせ先
 「国民年金 特定事由等該当申出書」は、年金事務所にご提出ください。
 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

No.21-1 産前産後期間の保険料の免除

✓ 産前産後期間の免除制度とは

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

※ 産前産後期間とは、**出産の予定日（又は出産の日）の属する月（以下「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3月前）から出産予定月等の翌々月までの期間**を指します。



✓ 対象となる方

妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）をした者のうち、産前産後期間に第1号被保険者期間を有する者が対象です。

✓ 年金を受け取るときはどう違うの？

⇒ 年金額 (No.19)

		保険料納付	産前産後免除期間※1	免除期間
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○
	増える？ (年金額)	○	○	△※2

※1 保険料を納付していただく場合と同様に年金額に反映されます。

※2 国庫負担分のみが年金額に反映されます。

手続き

 申請書等
(①)

- 「**国民年金被保険者関係届書（申出書）**」を市区町村窓口に提出します。
- 産前産後免除は、出産予定日の6ヶ月前から届出することができます。

※【具体例】

令和5年10月15日が出産予定日であれば、令和5年4月15日以降に届出を行うことができます。

- 届出の際は以下の添付が必要です。（国民年金法施行規則第73条の7第2項第3号）

・ 出産前に届出をする場合

母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他の出産予定日を明らかにすることができる書類

・ 出産後に届出をする場合

戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

※住基システム等により市区町村で確認できる場合は添付書類は不要です。

・ 死産等の場合

死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

- 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則として変更は行いません。
- ただし、出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも出産の日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届出を行ったが、その後、多胎であることが判明した場合は産前産後期間の変更の届出をすることができます。
- 産前産後免除期間は、付加保険料の申出が可能です。

✓ 社会保障協定の目的

国際間の人的移動に伴う課題の解決

国際間の人的移動に伴い、日本から外国に派遣され就労している被用者及び外国から日本に派遣され就労している被用者について、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっています。これらの問題を解決するため、我が国は、諸外国との間で社会保障協定の締結を進めています。その主な内容は大きく分けて次の2つです。

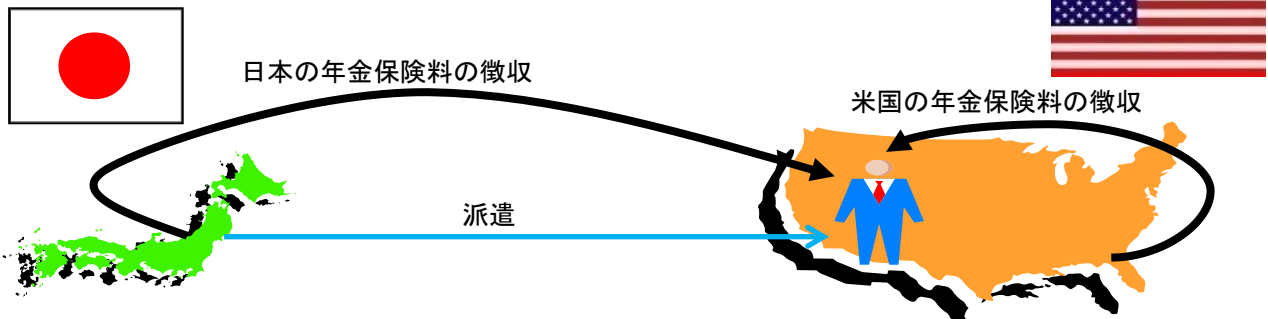
(1) 適用法令の調整

日本から外国へ一時的に派遣される被用者等は、派遣元国である日本と派遣先国の両方の年金制度等に二重に保険料を負担することがありますが、社会保障協定を締結することにより、派遣先国の法令のみ適用することを原則としつつ、例外として、派遣当初の一定期間(5年)は派遣先国の法令の適用を免除し、日本の法令のみを適用することとして、二重の保険料負担を解消します(なお、申請により、5年を超えて派遣先国の法令の適用免除が認められる可能性があります)。

※年金制度のみならず、医療保険制度や労災制度も適用法令の調整を行っている協定もあります。

年金保険料の二重負担の課題

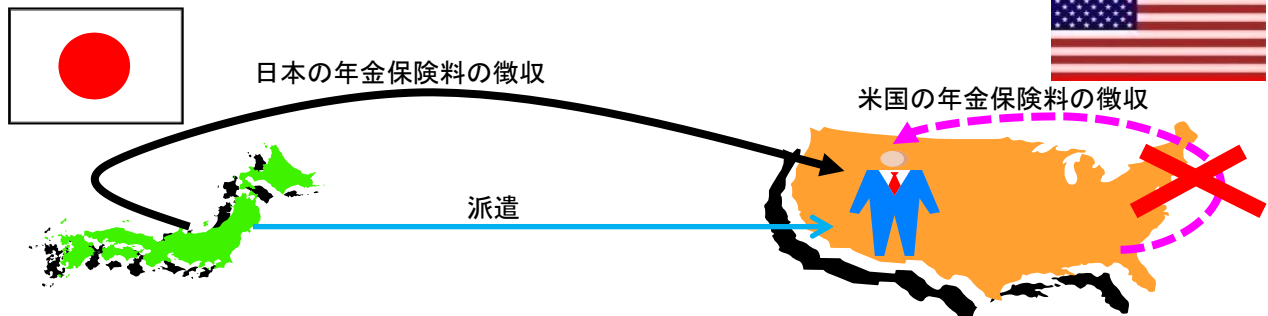
○ 協定発効前(米国の例)



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

○ 協定発効後(米国の例)

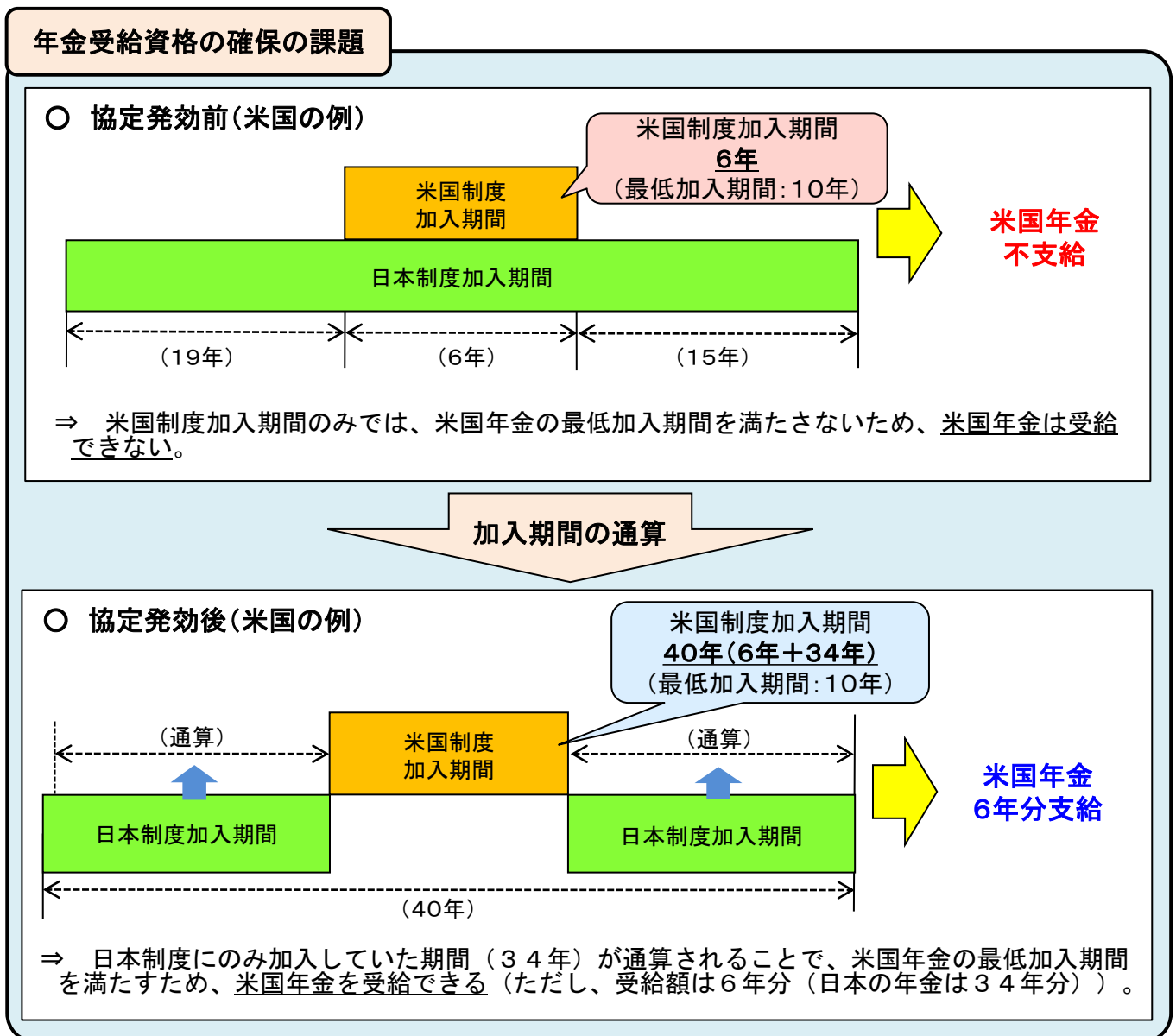


⇒ 短期の派遣(5年以内)の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除(原則は就労国(米国)の制度のみ加入)。

(2) 年金加入期間の通算

外国の年金制度に加入したものの、加入した期間が短いためその国の年金受給権に結びつかない場合がありますが、社会保障協定を締結することにより、両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために必要とされる年金加入期間を満たすことができれば、その国の加入期間に応じた年金を受け取ることができるようになります。

※年金加入期間の通算に関する規定がない協定もあります。



【日本が社会保障協定を締結(発効済)している国(22カ国(2023年7月1日現在))】

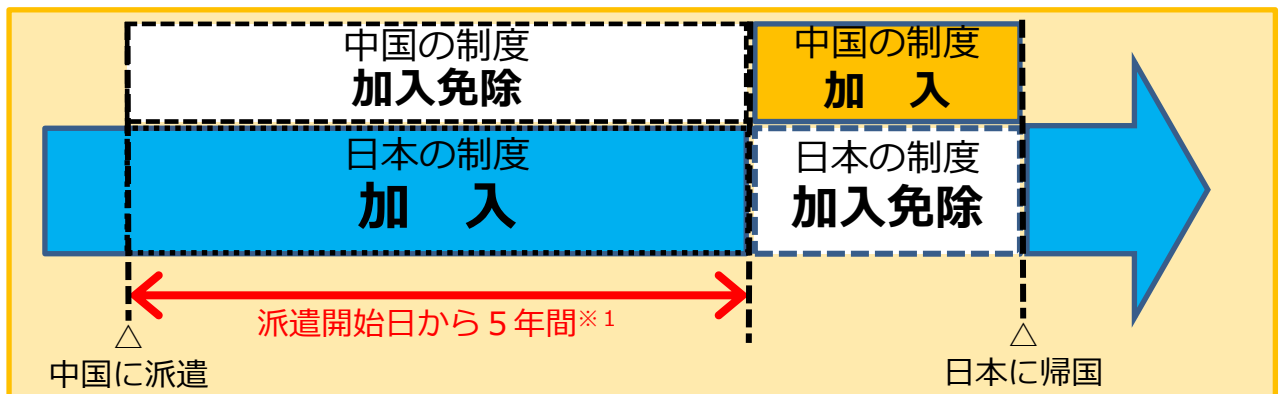
ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド及びスウェーデン(イタリア(発効準備中))

※英国、韓国、中国及びイタリアとの協定については年金加入期間の通算に関する規定は含まれていません。

☑ 日・中社会保障協定の概要

- 本協定の対象制度は「**年金制度**」のみとなります。
 - 日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。
 - 中国は、被用者基本老齢保険(中国語で「职工基本养老保险」)が対象です。
- **適用法令の調整**
 - 適用法令の調整の対象者は「**被用者**」のみとなります。
(「自営業者」は対象外です)
 - まず、**就労している国の制度のみ**に加入することが**原則**となります。
 - ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、**例外的に派遣開始日から5年間は派遣元国の制度にのみ加入**することとなります。

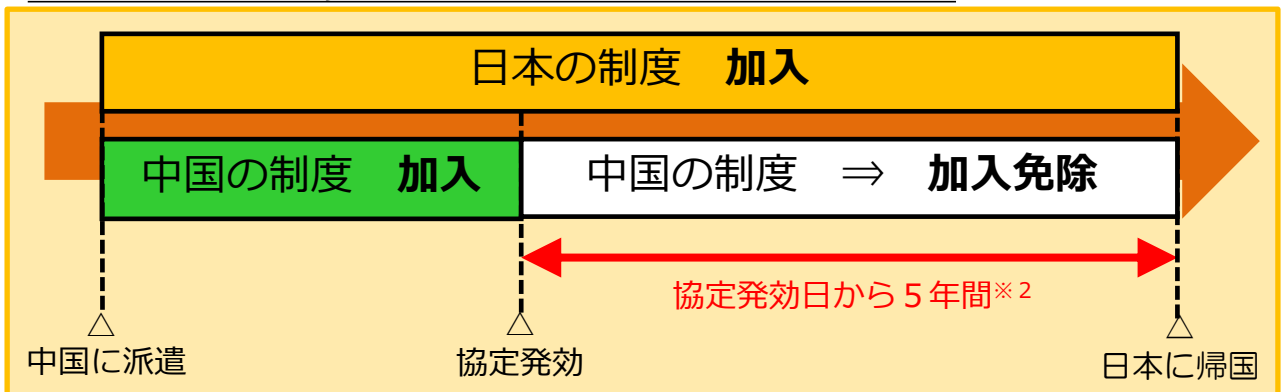
《例：日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》



※1 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意したときには、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

- 協定発効日の時点において既に中国に派遣され就労している場合、協定発効日を起算点として5年間は、中国の制度への加入が免除されます。

《例：協定発効前より日本から中国に派遣されていた者の場合》



※2 協定発効日から5年を超える場合、申請に基づき、加入免除期間の延長が認められる可能性があります（上記※1参照）。

《重要》本協定には「**年金加入期間の通算**」についての規定は含まれていません。

市区町村における留意点

【派遣者について】

- 中国から日本に派遣された被用者で、社会保障協定の規定により中国の法令の適用を受ける者は、日本の年金制度の適用を免除されます。

【派遣者に同行する配偶者及び子】

- 中国から日本に派遣された被用者が日本の年金制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件（※）を満たす場合、日本の年金制度の適用を免除されます（ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません）。

※同行する配偶者・子が当該被用者の収入により生計を維持していること等

【医療保険制度等の適用について】

- 日・中社会保障協定は「年金制度」のみが適用法令の調整の対象となることから、健康保険、国民健康保険、介護保険等の年金制度以外の社会保障制度に関してはそれぞれの法令に基づき従来通り適用されます。

被保険者資格喪失・取得に関する手続き（参考）

- 協定発効前から日本に派遣され、厚生年金保険（又は国民年金）に加入している被用者は、協定発効後中国において「適用証明書」の交付を受けただけで、年金事務所等に「被保険者資格喪失届」（国民年金の場合は市区町村に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出することで日本の年金制度の被保険者資格を喪失することになります。その際、資格喪失届の喪失原因欄は「11.社会保障協定」を選択してください（国民年金の場合は関係届書の資格喪失届の理由等欄は該当する理由を選択し、備考欄には「社会保障協定による喪失」と記入してください）。なお、資格喪失日は、協定発効日となります。
- 社会保障協定により日本の年金制度への加入を免除されていた被用者が、中国で交付された適用証明書上の派遣期間が満了したときは、原則として日本の年金制度のみに強制加入することになりますので、この場合、厚生年金保険の被保険者資格取得届（国民年金の場合は「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出する必要があります（同行する配偶者及び子は国民年金の被保険者となります）。ただし、派遣期間の延長が認められた場合には、延長された派遣期間が記載された新たな「適用証明書」が中国当局から交付されますので、その「適用証明書」に基づいて引き続き日本の年金制度の加入が免除されます。

【在留資格と社会保障協定の関係】

- 社会保障協定は、在留資格（例：技能実習）に基づいて適用免除を行うような仕組みはありません。



Q&A

- **日本国内の企業に直接雇用される方（例：日本にある中華料理店に直接雇用される方）は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**
(答)
対象者となりません。
中国の被用者基本老齢保険に強制加入したまま日本に派遣されて就労する被用者が本協定による適用法令の調整の対象となります（中国側から適用証明書が交付されません）。
- **自営業者として就労している方は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**
(答)
対象者となりません。
中国年金制度上、自営業者（他人を雇用せずに事業を行う者）については任意加入とされており、協定には自営業者の適用法令の調整に関する規定を置いていません（中国側から適用証明書が交付されません）。
- **中国の年金制度に任意加入している方が日本に一時派遣された場合、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**
(答)
対象者となりません。
本協定は、両国で年金制度の強制加入の対象となっている被用者について、適用法令の調整を行うことを目的としており、任意加入している方は適用法令の調整の対象としておりません（中国側から適用証明書が交付されません）。
- **中国からの技能実習生は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**
(答)
社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用法令の調整を行うこととしており、
 - 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
 - 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

日中社会保障協定に関する詳細な情報は、
日本年金機構ホームページ（下記URL参照）をご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/info/china.html>



届書等・通知書等①（資格取得）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

様式コード
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和 年 月 日
 日本年金機構理事長 あて
 以下のとおり届け出（申出）ます。

氏 名： _____

被保険者
との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 性別	1. 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他	
	⑦ 住所			
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (フリガナ) (住民票上の通称)		

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫理由等
	資格取得届	1	平成 年 月 日
種別変更届	2		
資格取得申出	3		
資格喪失届	4		1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出 5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出
資格喪失申出	5		
付加保険料 納付・辞退申出	6		1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
付加保険料 該当・非該当届	7		
保険料 免除理由該当届	8		1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（国立療養所等）
保険料 免除理由消滅届	9		⑬保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
基礎年金番号通知書 再交付申請	10		1. 紛失 2. 破損（汚れ） 9. その他 ()
産前産後免除 該当届	14		単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎
備考			

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	⑩届書種類・番号	⑪該当年月日	⑫理由等
	住所変更届	11	平成 年 月 日 変更前住所
	氏名変更届	12	平成 年 月 日 変更前氏名
	死亡届	13	平成 年 月 日 届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

⑬納付書関連	
作成不要	1
早期送付	2

2204 1016 005



届書等・通知書等③（3号被保険者）

国民年金第3号被保険者関係届

様式コード 4 3 0 0		国民年金 第3号被保険者関係届				
令和 年 月 日 提出						
提出者情報	届書記入の個人番号（基礎年金番号）に誤りがないことを確認しました。 〒 - 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号 ()				日本年金機構	
	事業主等 受付年月日 令和 年 月 日				社会保険労務士記載欄 氏名等	
A. 配偶者欄 (第2号被保険者)	① 氏名 (ひらがな)		② 生年月日		5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日	③ 性別 1. 男性 2. 女性
	④ 住所 〒 - 都道府県		⑤ 個人番号 [基礎年金番号]			
届出内容に応じて、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。						
B. 第3号被保険者欄	① 氏名		この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (ひらがな) (氏名)		② 生年月日 5. 昭和 年 月 日 ③ 性別 1. 夫 3. 夫(未届) 7. 平成 年 月 日 2. 妻 4. 妻(未届)	
	④ 住所		1. 同居 〒 - 2. 別居		⑤ 個人番号 [基礎年金番号]	
	⑥ 該当		第3号被保険者になった日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日		⑦ 理由 1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離婚 ()	
	⑧ 非該当 (変更)		第3号被保険者でなくなった日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日		⑨ 理由 1. 死亡 (令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 5. その他 ()	
	⑩ 備考		31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 39. 厚生年金保険・船員保険 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団			
右の①～⑩の欄は、海外へ転出した場合や海外から転入した場合にいずれかを○で囲み、記入してください。						
⑪ 海外特別要件非該当		⑫ 海外特別要件に該当した日 9. 令和 年 月 日		⑬ 理由 1. 留学 4. 海外帰国 2. 海外家族 5. その他 () 3. 特定活動		
⑭ 海外特別要件非該当		⑮ 海外特別要件に非該当となった日 9. 令和 年 月 日		⑯ 理由 1. 国内転入 (令和 年 月 日) 2. その他 ()		
健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。						
医療保険者記入欄	組合（保険者）番号					
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。 届書記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「B. 第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)					
	所在地 〒 -					
	名称					
	代表者等氏名					
電話 ()						

2204 1016 183



届書等・通知書等⑤（各種変更）

国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届

届書コード	処理区分	届書
2 2 2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正	

氏 名
国民年金被保険者 生年月日 変更(訂正)届
性 別

① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生年月日(訂正前)	変更(訂正)前氏名
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	(フリガナ)

氏名変更(訂正) (外国人区分訂正)	③ 変更(訂正)後氏名	④ 変更(訂正)年月日	⑤ 訂正後外国人区分
	(フリガナ)	年 月 日	0. 日本 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人

生年月日 訂 正	③ 生年月日(訂正後)	④ 訂正後取得年月日・種別	⑤ 訂正後喪失予定年月日・区分
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	年 月 日	1. 第1号 2. 任意 第3号 (注1)

性別 訂 正	③ 性別(訂正後)	送 信
	1. 女性→男性 2. 男性→女性	

(注 1)			
A	第3号(厚生年金保険)	F	第3号(日本鉄道共済組合)
C	第3号(国家公務員共済組合)	G	第3号(地方職員共済組合等)
D	第3号(日本たばこ産業共済組合)	J	第3号(日本私立学校振興・共済事業団)
E	第3号(日本電信電話共済組合)	K	第3号(農林漁業団体職員共済組合)

住所	(フリガナ) 〒	備考
----	-------------	----

【個人番号（マイナンバー）により届出する際の添付書類について】

本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

市区町村長 あて

氏名 _____

受 付 印	
市区町村	日本年金機構

- 訂正後取得年月日・種別欄は、生年月日を訂正したことにより取得年月日に変更が生じた場合に記入してください。
- 訂正後喪失予定年月日欄は、生年月日を訂正したことにより喪失予定年月日に変更が生じた場合に記入してください。

2104 1016 066



届書等・通知書等⑥（特例追納）

特定期間該当届

届書コード	国書	
6	4	1

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	届出者

時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名				性別	
				5. 昭和	年	月	日					1. 男性	
				7. 平成								2. 女性	
郵便番号				住所コード				住所					
								(フリガナ)					

※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

時効消滅不整合期間(特定期間)												自 ~ 至			
①時効消滅 期間1	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月	②時効消滅 期間4	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月
	7. 平成				7. 平成				7. 平成				7. 平成		
③時効消滅 期間2	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月	④時効消滅 期間5	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月
	7. 平成				7. 平成				7. 平成				7. 平成		
⑤時効消滅 期間3	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月								
	7. 平成				7. 平成										

○ 上記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在住期間	平成3年3月以前に学生であった期間	60歳前に老齢給付を受けることができた期間
--------	-------------------	-----------------------

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)	⑤ 受付年月日
		9. 令和 年 月 日 送信

※ 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。

上記のとおり届出します。	令和 年 月 日	日本年金機構
年金事務所長 あて	住所	
	氏名	
	電話番号	

- 住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
- 内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

2012 1016 020



届書等・通知書等⑧（口座振替）

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

記入例

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

年金事務所長 へて 令和〇年〇月〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関へてに送付してください。

〒111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-111

(フリガナ) コクネン ジロウ 次郎 市外局番からご記入ください。

被保険者氏名： 国年 次郎

電話番号： ① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 03 (9999) 9999

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めに○をつけてください。

基礎年金番号										生年月日						
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は)、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

記入事項を訂正された場合は、必ず訂正箇所(訂正印(口座振出印)を押印してください。(2枚目のみ)

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入													
銀行区分(いずれか)		金融機関名		預金種別		口座番号		金融機関コード		支店コード		お届け印		2枚目に押印してください	
ゆうちょ銀行		〇〇		1. 普通 2. 当座		〇123456		〇123456		〇〇		〇〇		〇	
ゆうちょ銀行		種目コード		契約種別コード		通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)		お届け印		2枚目に押印してください			
〇		1663		210		0260		- 01234561		〇		〇		〇	
口座名義人		(フリガナ) コクネン ジロウ 国年 次郎													

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。(記入漏れにご注意ください。)

こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフン)に引続く数字がある方のみご記入ください。

▼国民年金保険料の支払いを口座振替でしており、振替口座は変えずに振替方法のみ変更する場合

記入例

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

年金事務所長 へて 令和〇年〇月〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関へてに送付してください。

〒111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-111

(フリガナ) コクネン ジロウ 次郎 市外局番からご記入ください。

被保険者氏名： 国年 次郎

電話番号： ① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 03 (9999) 9999

国民年金保険料の納付を口座振替で行っており、振替口座を変えずにC.振替方法のみ変更する場合

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

基礎年金番号										生年月日						
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は)、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入、お届け印の押印は不要です。													
銀行区分(いずれか)		金融機関名		預金種別		口座番号		金融機関コード		支店コード		お届け印		2枚目に押印してください	
ゆうちょ銀行		〇〇		1. 普通 2. 当座		〇123456		〇123456		〇〇		〇〇		〇	
ゆうちょ銀行		種目コード		契約種別コード		通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)		お届け印		2枚目に押印してください			
〇		1663		210		0260		- 01234561		〇		〇		〇	
口座名義人		(フリガナ) コクネン ジロウ 国年 次郎													

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。
2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。〔3月分または9月分が未納の場合、最初の振替は6カ月前納と合わせての振替になります。〕※4月末日の前納を希望する方は2月末日までに、10月末日の前納を希望する方は8月末日までに申し込まなければなりません。間に合わなかった場合は、次の前納振替月まで翌月末振替になります。
3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。〔3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります。〕※4月末日の前納を希望する方は2月末日までに、10月末日の前納を希望する方は8月末日までに申し込まなければなりません。間に合わなかった場合は、次の前納振替月まで翌月末振替になります。



届書等・通知書等⑨（口座振替）

国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書

料金後納郵便
親展

見本

大切なお知らせ
国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書

〒168-8505 東京都杉並区喜多川三丁目5番24号
日本年金機構 Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒
TEL

② ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

国民年金保険料 口座振替開始(変更)通知書

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせいたします。

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、変更・変更はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一部「*」で表示しています。
※ゆうちょ銀行を指定している場合は、口座番号欄に通帳記号・通帳番号を合わせたものを記載していただきます(桁数が異なる場合がありますが、変更・変更はありせん)。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	様
初回振替日	
納付対象月	
振替方法	
金融機関名	
口座番号	預金種別
口座名義人	

発行年月日: 年 月 日
日本年金機構理事 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査会（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないとき、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料口座振替額通知書

振替金額および振替日につきましては、下記のとおりです。
振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	振替日	保険料額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振替日	保険料額
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円

※発行年月日現在、すでに会社などに就職され、厚生年金保険料に加入されている方などであっても、国民年金保険料が一旦振替されることがあります。その場合は、別途、日本年金機構から送付する連絡書類をご提出いただくことにより、後日払いいたしますので、あらかじめご了承ください。
※口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。お申し出の日によっては、停止希望月分まで停止できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
(口座振替停止の手続きが必要な場合があります。)

厚生労働大臣 印

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！

「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認やさまざまな条件に応じた年金見込額の試算ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからのご利用登録が便利です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
<https://www.nenkin.go.jp/n-net/>

ねんきんネット 検索

開封方法
①この面に矢印の方向へゆっくりはがして中を開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

② ③

ご案内は内側にあります。

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱い、次のとおりです。

【振替方法と振替日】

- 「翌月末振替（毎月納付）」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末です。
- 「当月末振替・早割（毎月納付）」
振替日は納付対象月の月末です。納付期限より1カ月早い納付となるため保険料が月額80円引きになります。初回は前月分と当月分の2カ月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。
- 「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前にとまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】
振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次回の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関まで納付してください。
なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替（毎月納付）」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者（であった者を含む）の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する制度が平成31年4月から開始されました。

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

それぞれの振替方法による保険料額は、次のとおりです。上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	保険料額	付加保険料額	振替額合計（付加保険料を含む）
一般	16,590円	400円	16,990円
早割	16,540円	400円	16,940円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	保険料額	付加保険料額	振替額合計	対象月	保険料額	付加保険料額	振替額合計
12月	16,540円	400円	16,940円	13月	210,740円	5,000円	215,740円
1月	33,020円	800円	33,820円	14月	224,520円	5,400円	231,920円
2月	49,450円	1,190円	50,640円	15月	242,250円	5,800円	248,100円
3月	65,820円	1,580円	67,400円	16月	257,930円	6,200円	264,130円
4月	82,140円	1,980円	84,120円	17月	273,560円	6,600円	280,160円
5月	98,410円	2,370円	100,780円	18月	289,130円	7,000円	296,130円
6月	114,620円	2,760円	117,380円	19月	304,660円	7,400円	312,060円
7月	130,790円	3,150円	133,940円	20月	320,130円	7,800円	327,930円
8月	146,800円	3,540円	150,340円	21月	335,560円	8,200円	343,760円
9月	162,850円	3,930円	166,780円	22月	350,930円	8,600円	359,530円
10月	178,860円	4,310円	183,270円	23月	366,250円	9,000円	375,250円
11月	194,810円	4,700円	199,510円	24月	381,530円	9,400円	391,130円

2204 1016 123



届書等・通知書等⑩（口座振替）

国民年金保険料口座振替額通知書



国民年金保険料
口座振替額通知書

発行年月日: 年 月 日

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。ご指定の口座から、右記のとおり振替しますのでお知らせします。

〇この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その後、会社などに転職され、厚生年金保険に加入している方などにも届くことがあります。なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。その場合は、別途、日本年金機構からお送りする還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。

〇口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。なお、お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

高齢年金番号
被保険者氏名 様

ご指定の口座

金融機関名
口座番号 預金種別
口座名義人

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一部「*」で表示しております。
※ゆうちょ銀行を指定されている場合は、口座番号に通帳記号、通帳番号を合わせたものを記載しています(桁数が実際とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません)。

厚生労働大臣 印

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	振替日	保険料額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振替日	保険料額
年 月 ～ 年 月	年 月 日	円
年 月 ～ 年 月	年 月 日	円

振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認やさまざまな条件に応じた年金員込額の試算ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーからのご利用登録が簡単です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封方法 ①②の順に矢印の方向へゆっくりはがして内側に開いてください。(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

① ②

ご案内は内側にあります。

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱いは、次のとおりです。

【振替方法と振替日】

- 〇「翌月末振替(毎月納付)」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末日です。
- 〇「当月末振替・早割(毎月納付)」
振替日は納付対象月の月末です。納付期限より1カ月早い納付となるため保険料が月額50円引きになります。初回は前月分と当月分の2カ月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。
- 〇「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前までにまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】
振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次回の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。

なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替(毎月納付)」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者(であった者を含む)の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は高額の基礎年金を保障する制度が平成31年4月から開始されました。

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

それぞれの振替方法による保険料額は、次のとおりです。上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	保険料額	付加保険料額	振替合計額 【付加保険料含む】
一般	16,590円	400円	16,990円
早割	16,540円	400円	16,940円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月の月数	保険料額	付加保険料額	振替合計額	付加保険料額	振替合計額
1カ月	16,540円	400円	16,940円	5,040円	215,820円
2カ月	33,020円	800円	33,820円	5,460円	231,980円
3カ月	49,490円	1,190円	50,680円	5,850円	248,160円
4カ月	65,960円	1,580円	67,540円	6,230円	264,160円
5カ月	82,430円	1,980円	84,410円	6,600円	280,160円
6カ月	98,900円	2,370円	101,270円	6,960円	296,110円
7カ月	115,370円	2,760円	118,130円	7,360円	312,070円
8カ月	131,840円	3,150円	135,040円	7,730円	327,800円
9カ月	148,310円	3,540円	151,940円	8,100円	343,680円
10カ月	164,780円	3,930円	168,840円	8,480円	359,410円
11カ月	178,600円	4,310円	183,270円	8,850円	375,100円
12カ月	194,910円	4,700円	199,610円	9,220円	390,750円

2204 1016 122



届書等・通知書等⑪ (口座振替)

国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書

様式コード 4655

国民年金保険料口座振替辞退申出書

年金事務所長 へて 令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので申出します。

〒 市区町村 日本年金機構

住所: _____

(フリガナ) 被保険者氏名: _____

電話番号: 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 ()

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

基礎年金番号 生年月日

5. 昭和 7. 平成 9. 令和

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかをを選んで記入し、2枚目に押印してください。

金融機関名	預金種別	口座番号	金融機関コード	支店コード	お振付印
銀行等	1. 普通 2. 当座				
ゆうちょ銀行					

項目コード 1663210- 通帳記号 通帳番号(右詰め)で記入

(フリガナ) 口座名義人 _____

2枚目に押印してください

○ 対象保険料 国民年金保険料

○ 口座振替辞退の申し出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。
○ 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。
その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

1枚目(年金事務所用) 2210 1016 003

様式コード 4652

国民年金保険料口座振替辞退(取消)通知書

金融機関等御中 令和 年 月 日

金融機関使用済

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので通知します。

〒 市区町村 日本年金機構

住所: _____

(フリガナ) 被保険者氏名: _____

電話番号: 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 ()

枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

基礎年金番号 生年月日

5. 昭和 7. 平成 9. 令和

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかをを選んで記入し、押印してください。

金融機関名	預金種別	口座番号	金融機関コード	支店コード	お振付印
銀行等	1. 普通 2. 当座				
ゆうちょ銀行					

項目コード 1663210- 通帳記号 通帳番号(右詰め)で記入

(フリガナ) 口座名義人 _____

○ 対象保険料 国民年金保険料

○ 口座振替辞退の申し出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。
○ 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。
その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用) 2210 1016 003

国民年金保険料口座振替辞退申出書(控) 兼・国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書(控)

令和 年

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

基礎年金番号	生年月日
-----	5. 昭和 7. 平成 9. 令和 年 月 日

国民年金被保険者氏名 電話番号

〒 住所

金融機関名	預金種別	口座番号
銀行 信用金庫 信用協同会 信用組合 信用農業 信用漁業	1. 普通 2. 当座	
支店		

項目コード 1663210- 通帳記号 通帳番号(右詰め)で記入

(フリガナ) _____

口座名義人氏名 _____

住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入してください) _____

2. 対象保険料 国民年金保険料

- ※ 口座振替辞退の申し出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。
- ※ 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。
その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

3枚目

2012 1016 007



届書等・通知書等⑫ (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

記入例

〒	6	5	4	2	6
---	---	---	---	---	---

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

年金事務所長 あて

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカード納付書は、指定の指定代理納付者へ送付して

個人番号で申し出する場合には、添付書類が必要になります。詳細は裏面をご確認ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード

基礎年金番号(10桁)で申し出する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号(または基礎年金番号)										② 生年月日				送 信													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	5	昭和		5	0	0	1	0	1	市外局番から記入してください。						
被保険者氏名										③ 電話番号種別		④ 電話番号																
国年 太郎										① 自宅	3 勤務先	×××-123-4567																
住 所										2 携帯		4 その他																
〒111-1111										〇〇郡〇〇町〇〇4-11-15																		
指定クレジットカード	⑤ カード番号(右詰めで記入)										⑥ カード有効期限																	
	3	4	5	6	-	7	8	9	0	-	1	2	3	4	-	5	6	7	8	0	8	月	/	2	0	2	5	年
	クレジットカード名義人氏名(自署)										被保険者との続柄		電 話 番 号															
国年 一郎										父		×××-234-5678																
ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。																												
① アメリカン・エキスプレス										クレジット会員の方が自署で記入してください。										3. N								
5. Orico										被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人氏名を記入してください。										7. J								
9. ダイナースクラブ										クレジットカード名義人が本人以外の場合に記入してください。										1. 東								
13. 日専連										被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対し、電話または書面による同意確認を行います。										5. 三								
17. ライフ																				9. U								
21. Master																												
納付方法	1	毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。																									
	②	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は翌年3月まで、毎月納付の取扱いとなります。																									
	3	1年前納	希望する納付方法の番号に〇印をつけてください。 ※6カ月前納、1年前納及び2年前納は保険料が割引になります。 ※割引額が多いのは、「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」の順となります。																									
	5	2年前納	その場合の保険料額は、2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。																									

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます(分割払い、リボ払い等はご利用いただけません)。

(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料: 国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除(一部納付)されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

お知らせ

2302 1016 001



届書等・通知書等⑭ (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書

料金後納郵便

見本

親展

〒

電話

② ご案内は内側にあります。
裏側の方(①)からお開きください。
矢印方向にゆっくりといねいに開いてご覧ください。

クレジットカードの有効性 確認結果のお知らせ

先に申し出のありました国民年金保険料のクレジットカードによる納付についてですが、下記のクレジットカードでは、有効性が確認できませんでした。
カード情報をご確認のうえ、クレジットカード会社にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	
カード番号	

年 月 日 作成

日本年金機構

※ご注意

- このお知らせに記載されているカード番号は、個人情報保護のため、下4桁の数字以外は「*」で表示しております。
- 別のクレジットカードにより納付を希望される場合は、お手数ですが、再度、年金事務所までお申し出ください。
- これまで国民年金保険料の口座振替を利用されている場合は、今回のお申し出によってクレジットカードの有効性が確認できませんでしたので、引き続き口座振替の扱いとなります。

国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。

見本

インターネットで国民年金加入記録をいつでも閲覧できる「年金ネット」をご利用ください。
ご利用の際には、セキュアユーザIDが必要です。
日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

開封方法

① この裏面に矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
② 裏面に書かれている場合は、よく読んでから開いてください。

① ②

裏面にご案内があります。

裏面をご覧ください。

国民年金のポイント

- ◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。
- ◎国民年金は国が責任をもって運営する安定した制度です。
 - 年金の給付は生涯にわたって保障されます。
 - ◎国民年金は、40年間保険料を納付して、満額の年金額781,700円(※令和2年度)が受け取れます。
 - 年金(老齢年金)を受け取るためには、原則として10年以上の保険料納付済期間(保険料免除期間等を含む)が必要です。
- ◎国民年金には老齢年金の他にも、障害年金、遺族年金があります。
 - 病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受け取れる遺族年金があります。
- ◎保険料を納め忘れると、年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ◎国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。

2004 1016 023



届書等・通知書等⑮ (その他)

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書

この通知書は大切に保管してください

提出用 国民年金保険料還付請求書

〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 令和 年 月 日

1. あなたの国民年金保険料が払い過ぎとなっていますので、下記のとおり未納期間に充当し、残金を還付（払い戻し）します。なお、充当期間中に記載がない場合は金額還付となります。

2. この還付請求書に必要事項を記入の上提出してください。還付請求書の提出先は、下記「問い合わせ先」の年金事務所または国民年金事務所を管轄する事務センターです。提出先の事務センターについては、裏面の「事務センター提出先一覧」をご確認ください。

3. この通知が相手方に届いた日の翌日から起算して2年を経過しても還付請求書の提出がない場合は、自動的に上記還付を停止することができなくなりますのでご注意ください。

氏名	生年月日		年 月 日	
	自	至	自	至
通算納付額	1 専ら年金加入	3 遺贈納付	2 期間満了 喪失	6 その他
通算納付期間	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
通算納付額	自 円	至 円	自 円	至 円
充当期間	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
充当月数	自 月	至 月	自 月	至 月
還付期間	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
還付月数	自 月	至 月	自 月	至 月

上記のうち還付に関する決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険事務所（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送達を受けた日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管）に審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときは、この決定の取り消しを争うための訴えを提起する必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を提起することも可能です。この場合は、審査請求の決定（審査請求をした場合は、当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。）があったことを知った日から3か月以内に、国を相手（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、提起して、審査請求の決定の日から1年を経過すると取り消しを提起できません。

問い合わせ先

日本年金機構
Japan Pension Service

事務センター提出先一覧

都道府県	あて名	郵便番号・住所
北海道	日本年金機構 北海道事務センター	003-9374 札幌市白石区南札幌三条1-1 コンベンションゲートウエイビル
青森県	若手課	
岩手県	日本年金機構 仙台広域事務センター	980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 SS30
秋田県		
山形県		
福島県	日本年金機構 高松広域事務センター	370-8533 高松市宮町2-12 高松宮町ビル
茨城県		
埼玉県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-8530 さいたま市浦和区駒宮4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル
千葉県		
東京都	日本年金機構 東京広域事務センター	136-8071 江東区有明3-6-11 TFFビル東館
山梨県		
神奈川県	日本年金機構 神奈川事務センター	220-8557 横浜西区北幸2-2-29 東武横浜3ビル
富山県	日本年金機構 金沢広域事務センター	920-8626 金沢市香林坊1-2-20 朝日生命金沢2ビル
石川県		
岐阜県	日本年金機構 名古屋広域事務センター	460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋Aビル
愛知県		
三重県		
京都府	日本年金機構 京都事務センター	600-8389 京都市下京区大宮通西条下町4-4 大宮町2 日本生命西条大宮ビル
福井県		
大塚市	日本年金機構 大塚広域事務センター	541-8533 大塚市中央区久大町4-1-3 大塚御堂ビル
奈良県		
和歌山県	日本年金機構 兵庫事務センター	651-8514 神戸市中央区臨海町2-11-14 現代神戸ビル
鳥取県		
島根県	日本年金機構 岡山広域事務センター	700-8501 岡山市北区新通町1-1-18 山陽新聞新通町ビル
岡山県		
広島県	日本年金機構 広島広域事務センター	730-8902 広島市中区中島町3-2-5 ニッセイ平和公園ビル
山口県		
徳島県		
香川県	日本年金機構 高松広域事務センター	760-0017 高松市宮町2-16-3 フォクシービル
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県	日本年金機構 福岡広域事務センター	812-8579 福岡市博多区博多1-2-5 大P博多ビル
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

記入上の注意

- 振込先の誤りを防止するため、振出時にできる限り金融機関名や口座番号の確認ができる書類（通帳のコピー等）を添付してください。
- 銀行等の金融機関の預金口座に振込を希望する場合、「銀行区分」の銀行等（ゆうちょ銀行除く）の左側に○を記入し、「金融機関別」「①預金種別」「③口座番号」「口座名義人」欄を正確に記入してください。
- ゆうちょ銀行の口座に振込を希望する場合、「銀行区分」のゆうちょ銀行の左側に○を記入し、「④通帳番号」「⑤通帳番号」「口座名義人」欄を正確に記入してください。
- 「口座名義人」欄については、カナで記入のうえ、姓と名の間に1文字空白を挿入してください。

●「振込先」の記入例

●銀行等（ゆうちょ銀行除く）の口座に振り込む場合

銀行区分	① 振込先	金融機関別	② 預金種別	③ 通帳番号	④ 口座番号	⑤ 口座名義人
	01	00	1	1	0123456	0123456
口座名義人 (カナで記入)	ネンキン タ イ ス ケ					

※口座番号が桁下1桁の場合は、右詰めを記入したうえで空欄に「0」を記入してください。
※インターネットで審査請求は、特定の銀行を除き行うことができませんので、お取引先の銀行または年金事務所へお問い合わせください。

●ゆうちょ銀行の口座に振り込む場合

銀行区分	① 振込先	金融機関別	② 預金種別	③ 通帳番号	④ 口座番号	⑤ 口座名義人
	01	00	1	1	0123456	0123456
口座名義人 (カナで記入)	ネンキン タ イ ス ケ					

※通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号、番号および口座名義人氏名を正確に記入してください。
※【例】0100002-01234561
記号(5桁) 不要 番号は～8桁末尾は「1」
7桁以下の場合は、右詰めを記入したうえで空欄「0」を記入してください。
※平成21年1月から開始した金融機関との振込用の「店名(口座)」「口座番号」は、記入しないでください。
(従来の「記号」「番号」を記入してください)

5 口座をお持ちでない方や口座でのお受け取りが困難な事情がある方は、お受け取り方法について、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

6 被保険者が亡くなったことにより、相続人の方が請求するときは、「被保険者であった者の死亡」および「先職位の相続人」であることを明らかにできる書類（例：戸籍簿、法定相続簿等「死亡の事実」を全部で提出してください。ただし、この請求書と他の請求書（未支給年金請求書等）を同時に提出する場合は、他の請求書等と同じ書類を揃えているときは、この請求書の余白にその旨を記入すれば、重複してその書類を揃える必要はありません。

2209 1016 001



申請書等・通知書等⑩ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

機密性2完全性2可用性2(国民年金部)

令和5年7月使用分からの変更点

【別添2】

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申立させていただきます。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住地等を含む)および日本年金機構に委託します。
〒123-4567
(※) 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
住所: 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名: 国年 太郎

日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>)に国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄^(※)
○提出年月日を記入してください。
○住居裏の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号(または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X	② 電話番号	③ 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	XX - XXXX - XXXX
④ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン 太郎	⑤ 被保険者生年月日	6. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0
⑥ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ	⑧ 配偶者生年月日	6. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
⑧ 特記事項	◆配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)を記入してください。 ◆申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・配偶者変更)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転入があった場合は、遷ると転入日を記入してください。 ◆「⑨申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、遷ると転入日を記入してください。 令和5年1月1日アメリカ合衆国から転入 令和5年4月1日世帯主変更 前世帯主 国年 良子 (配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号(XXXX - XXXX - XXXX)			

配偶者および世帯主について
○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
※ 配偶者については、別世帯であっても記入してください。この場合、別世帯配偶者の個人番号を「⑧特記事項」欄の配偶者の個人番号欄に記入してください。
「⑨特記事項」欄
○例: 「⑨申請期間」欄が令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月)の場合、令和5年1月1日時点での海外居住について記入してください。

⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は必ず記入してください。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑩特記事項」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 ○ ○ 年度分 令和				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) - なし 配偶者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) - なし 世帯主: 16歳以上19歳未満の扶養親族 なし(人) - なし				
⑫ 特別認定区分	被保険者: 1. 失業(年月日) = 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業(年月日) = 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: ① 失業(年月日) = 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑬ 継続希望	1. 全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も免除等区分での免除申請を希望します。 2. 世帯主として、納付猶予が承認された年度において全額免除の審査基準に該当する場合は、その年度以降は全額免除を希望しませんが、その旨を記入してください。				
⑭ 備考	例1:失業などに関する証明書類提出済 例2:失業後の期間に限り申請				

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「」で抹消してください。
「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌年6月までです。
(例:令和5年度分)
→令和5年7月分～令和6年6月分
※ なお、令和5年度分は、令和5年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入欄	審査要項	審査の結果(4桁のコード)
令和1年度	令和4年7月～令和5年6月	令和4年中経過
令和2年度	令和4年7月～令和5年6月	令和4年中経過
令和3年度	令和4年7月～令和5年6月	令和4年中経過
令和4年度	令和4年7月～令和5年6月	令和4年中経過

「⑫特別認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の有(あり/なし)に○を記入し、**証明書類(雇用保険受給資格取得届、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者登録簿のコピーなど)**を添付してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑬継続希望」欄
○「継続希望1」については、全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。(希望した場合は、翌年度以降に改めて申請を行う必要はありません)
○「継続希望2」については、納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。
○「継続希望1および2について希望しない場合のみ」に○を記入してください。
※ 全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金額に反映されません。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
「⑭備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. 田舎ご参照の上、該当する場合に記入してください。
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合で、「⑫特別認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、例1のようにその旨を記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、例2のようにその旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限り申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。(失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しなくても可)。
「⑯免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例:4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑪16歳以上19歳未満の扶養親族」欄
○被保険者本人、配偶者、世帯主の方が、免除・納付猶予申請年度の前年12月末日時点において、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は「あり」、いない場合は「なし」に○を記入してください。
○「あり」に○を記入した場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。



申請書等・通知書等⑱ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名			
				5. 昭和 7. 平成							
③ 変更前申請年月(始期)				④ 変更前申請年月(終期)							
7. 平成				7. 平成							
9. 令和				9. 令和							
⑤ 変更後申請年月(始期)				⑥ 変更後申請年月(終期)				⑦ 変更申請年月日			
7. 平成				7. 平成				9. 令和			
9. 令和				9. 令和							
備考											

1. 基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めにて記入してください。
2. ①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください*1。

① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

② 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど*2

*1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

*2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 あて

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

市区町村	日本年金機構

2104 1016 073



申請書等・通知書等⑳ (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請書

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 以下のとおり学生納付特例を申請します。
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒123-4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇町 〇〇-1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)
 ○提出年月日を記入してください。
 ○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。
 (記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X	② 生年月日	5. 昭和 ⑦. 平成	1 3 0 5 2 0
	③ 氏名	(フリガナ) ヨクネン タロウ	④ 電話番号	①. 自宅 ②. 携帯電話 ③. 勤務先 ④. その他	XX - XXXX - XXXX

「⑤申請期間」欄(※2)
 ○年度を超えない範囲で記入してください。
 (例: 令和5年4月から 令和6年3月まで)

B 申請内容	⑤ (※2) 申請期間 (平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで)	平成 5 年 4 月から 平成 6 年 3 月まで (令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで)
	⑥ 在学予定期間 (入学年月から卒業予定年月まで)	(入学年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇 日 から (卒業予定年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇 日まで (令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで)
	⑦ 学校の名称	〇〇大学
	⑧ 学校の所在地	東京 〇〇道 〇〇府 〇〇市 〇〇区 〇〇町
	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通学制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()
	⑩ 学生証の有効期限	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇 日まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪ (※3) 前年所得	1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。 2. あり (※128万円以下) 3. あり (※128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり (人) ・ なし】
⑫ (※4) 特例認定区分 (市区町村)	1. 失業 平成 〇 年 〇 月 〇 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()	
⑬ 備考		

年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書を提出してください。
 なお、過去期間については、2年1カ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

区別	申請年度	納付の回数(平成5年分)
令和1年度	令和1年4月～令和1年3月	令和1年4月分
令和2年度	令和2年4月～令和2年3月	令和2年4月分
令和3年度	令和3年4月～令和3年3月	令和3年4月分

「⑥在学予定期間」欄
 ○入学年月日から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名称」欄
 ○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄
 ○都道府県名・市区町村名まで記入してください。

「⑨学生の区分」欄
 ○該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入してください。

「⑩学生証の有効期限」欄
 ○学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

「⑪前年所得」欄(※3)
 ○必ず記入してください。
 ○<所得=(収入-必要経費)>です。
 ○「3. あり(128万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり (人) ・ なし】についても○を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

「⑫特例認定区分」欄(※4)
 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入し、**証明書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)**を添付してください。
 なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
 ○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
 ○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬備考」欄
 ○申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
 ○申請を希望する年度の1月1日時点で海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
 (例: 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和5年1月1日時点について記入してください。
 令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和4年1月1日時点について記入してください。)
 ○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
 ○失業などの理由により学生納付特例を申請する場合で、「⑫特例認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、その旨を記入してください。(例: 失業などに関する証明書類提出済)
 ※ 3枚目(本人印)の裏面(注意事項)の14をお読みいただき、該当する場合に記入してください。



申請書等・通知書等② (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

料金後納郵便

親展

見本

差し出し人
〒

TEL

② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

基礎年金番号

山折り
第 年 月 日
谷折り

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

国民年金保険料学生納付特例の申請を承認しました。承認期間は
年 月から 年 月までです。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に文章又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）課内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため必要があるときは、その後正當な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、最終決定又は社会保険審査会の最終、以下同じ。）があったことを知った日から1か月以内に、日本年金機構を相手として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

学生納付特例が承認された方へ
～大切なお知らせ～

【承認期間について】
承認期間は年度ごととなります。毎年の申請が必要です。

【年金額などの反映について】
承認期間は老齢基礎年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

【追納について】
承認期間については、その期間から10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付することができます（詳細はウラ面へ）。

【障害基礎年金・遺族基礎年金について】
承認期間中に初診日がある病気や事故で障害が残ったときは、障害基礎年金を受けることができます。
また、同期間中に被保険者がお亡くなりになった場合で、その被保険者によって生計を維持されている遺族（「子のある配偶者」「子」）がいる場合は、遺族基礎年金を受けることができます。

【学生でなくなった場合について】
承認期間中に学生でなくなった場合は、「学生納付特例該当届」を市（区）役所または町村役場に提出してください。

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。ご利用の際に必要なとあるユーザIDとパスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

開封方法

①この封筒に封筒テープをはきつけて開封してください。
②封筒に開封されている場合は、ご注意ください。

国民年金保険料納付をさかのぼって納めること(追納)のご案内

学生納付特例の承認期間は、老齢年金の受給に必要な10年の「支給資格期間」には含まれますが、「年金額」には反映されません。しかしその期間は、保険料をさかのぼって納めること（追納）で、「年金額」にも反映されます。

◎追納できる期間
学生納付特例の承認期間から10年以内です。平成31年4月分の国民年金保険料が学生納付特例の承認された場合は、10年後の4月まで追納できます。

◎お早めの追納をお勧めします
学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合の保険料は、その当時の保険料額に追納加算額を加えた額となります。お早めの追納をお勧めします。

追納を希望される場合は、お近くの年金事務所までご連絡ください。

学生納付特例制度の適用を受けるためには、毎年手続きが必要となります。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎「年金額」と「支給資格期間」
国民年金は、40年間保険料を納付して満額の年金額730,100円（※令和元年度）が受け取れます。年金（老齢年金）を受けるためには、原則として10年以上の保険料納付済期間（保険料免除期間等を含む）が必要です。

◎老後のためだけのものではありません
国民年金には、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、被保険者が死亡した場合、その被保険者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

◎保険料は全額、社会保険料控除の対象です
国民年金保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。

XXXX XXXX XXXX



申請書等・通知書等²³ (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書

料金後納郵便

親展

見本

差し出し人
〒

TEL

② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

基礎年金番号

山折り
第 年 月 日
谷折り

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書

提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請について審査した結果、

年 月 から 年 月 までの間の

国民年金保険料の学生納付特例申請は、以下の理由により却下します。

(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の提出が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の判決、以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットで自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「わんさんネット」をご利用ください。ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

見本

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

開封方法

（1）この通知書は、封筒の裏面に「開封方法」が記載されています。必ず開封してください。

国民年金の保険料納付は口座振替が便利でおとくです。

- ◎納め忘れがなく確実です。
○保険料があなたの預金口座から毎月自動的に引き落とされますので納め忘れがなく確実です。
- ◎手続きは簡単・無料です。
○口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出ください。なお、申し込み手続きや引き落としには一切手数料はかかりません。
- ◎手間と時間が省けます。
○定額しごな窓口で毎月訪れる手間と時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。
- ◎保険料が割引されます。
○口座振替により、保険料を毎月引き落としし（早割）にすると、保険料が割引されおとくです。

お手元の納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなりますが、学生納付特例を申請した期間は、効力の更新により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。2年を過ぎて保険料の納付を希望する場合は、年金事務所まで納付書を再発行しますのでご連絡ください。

国民年金のポイント

- ◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。
- ◎国が責任をもって運営する安定した制度です。
○年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ◎40年間保険料を納付して、満額の年金額781,700円（※令和2年度）が受け取れます。
○年金（老齢年金）を受け取るためには、原則として10年以上の保険料納付期間（保険料免除期間等を含む）が必要です。
- ◎障害年金、遺族年金があります。
○病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により支給を維持されていた遺族（子）のある配偶者または子が受け取れる遺族年金があります。保険料が未納の場合、万一のときに障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、保険料は納期限までにすみやかに納付してください。
- ◎保険料は、確定申告の際、全国社会保険料控除として認められます。

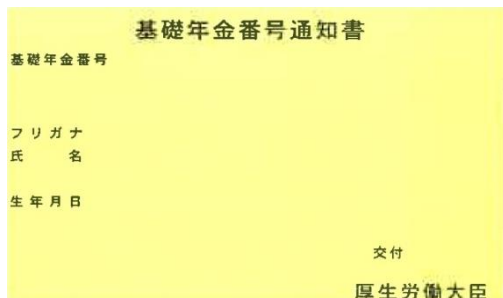
2021.10.18.014



必要書類（申請免除・納付猶予）

必ず提出・添付するもの（全共通）

- 基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳（氏名の記載のページ）



＜現在交付している基礎年金番号通知書＞



＜以前交付されていた年金手帳＞

- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可）

申請免除、納付猶予の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類

＜失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
- ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー

＜事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
- ✓ * 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
- ✓ * 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
- ✓ * 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
- ✓ * その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（* 印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）

＜生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方＞

- ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

＜特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請する方＞

- ✓ 受給資格者証のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】 ※令和5年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和元年（1月～12月）	令和3年6月～令和3年6月
令和2年（同上）	令和3年6月～令和4年6月
令和3年（同上）	失業等の前月～令和5年6月
令和4年（同上）	失業等の前月～令和6年6月

- 失業した日は離職日の翌日です。（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- 申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。



必要書類（学生納付特例・法定免除）

学生納付特例制度の場合に添付するもの

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 学生証（裏面も含む）のコピーまたは在学証明書の原本
 - ※ 在学期間がわかるもの
 - ※ 過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類
 - <失業したこと等により申請を行うときに雇用保険の被保険者であった方> ※以下のいずれか
 - ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
 - ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー
 - <事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方> ※以下のいずれか
 - ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
 - ✓ * 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ✓ * 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
 - ✓ * 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
 - ✓ * その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（* 印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）
 - <生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方>
 - ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】※令和5年7月に申請する場合

災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和元年（1月～12月）	令和3年6月～令和3年6月
令和2年（同上）	令和3年6月～令和4年6月
令和3年（同上）	失業等の前月～令和5年6月
令和4年（同上）	失業等の前月～令和6年6月

- 失業した日は離職日の翌日です。（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- 申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。

法定免除の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除理由（該当・消滅）届
- 生活保護受給票または生活保護受給証明（生活保護受給による法定免除の場合）

代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）

- 委任状
- 窓口で代理でお手続きする方の身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート等）



必要書類見本（離職票）

離職票 - 2

離職年月日
を要確認

様式第6号(2)(第7条関係)

雇用保険被保険者離職票 - 2

① 被保険者番号	4800-010566-2	② フリガナ	コヨウ タロウ	④ 離職年月日	令和3年9月30日
② 事業所番号	48011-001186-19	離職者氏名	雇用 太郎	年月日	
⑤ 名称	労働市場センター 株式会社	⑥ 離職者の住所又は居所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	電話番号	(0555) 23 - 8609
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1	住所	東京都練馬区上石神井4-8-4	事業主氏名	労働市場センター 株式会社 代表取締役 労働 邦一
電話番号	03-5253-1111	* 令和3年10月5日付で交付した離職票-1 (交付番号 000000番) に係る賃金支払状況である。		センター	公共職業安定所印
離職の日以前の賃金支払状況等					
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩ ⑪ ⑫	⑬			
⑧ 一般被保険者等 離職日の翌日 10月1日	⑨ ⑩ ⑪ ⑫	⑬			
9月1日~離職日 総額月 30日	9月21日~離職日 10日	95,000			
8月1日~8月31日 月 31日	8月21日~9月20日 31日	200,000			
7月1日~7月31日 月 31日	7月21日~8月20日 31日	200,000			
6月1日~6月30日 月 30日	6月21日~7月20日 30日	200,000			
5月1日~5月31日 月 31日	5月21日~6月20日 31日	200,000			
4月1日~4月30日 月 30日	4月21日~5月20日 30日	200,000			
3月1日~3月31日 月 31日	3月21日~4月20日 31日	200,000			
2月1日~2月28日 月 28日	月 日~月 日 日				
1月1日~1月31日 月 31日	月 日~月 日 日				
12月1日~12月31日 月 31日	月 日~月 日 日				
11月1日~11月30日 月 30日	月 日~月 日 日				
10月1日~10月31日 月 31日	月 日~月 日 日				
月 日~月 日 月 日	月 日~月 日 日				
⑭ 賃金に関する特記事項	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証) <input type="checkbox"/> その他()				
※公共職業安定所記載欄	⑮欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑯欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 聴		写真欄 3×2.4		

注 意

- 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず離職に就くことができないときに支給されるものであること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
 - この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。
- ※基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面の「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。



必要書類見本（雇用保険受給資格者証）

雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7		2. 氏名 ヨシノ 知		
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)				
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231	12. 離職理由 40		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 6,666	15. 給付制限		
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 291231		
19. 基本手当日額 4,747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900		
22. 離職前事業所名 ロド'ウジ'ョウセン'カ'シカ'イ'ヤ 労働市場センター株式会社				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0			

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒177-0044

練馬区

見本

交付

月 日

センター

公共職業安定所

印

注 意 事 項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、追徴される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

(バーコード貼付欄)

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

(第2面)
2017. 1

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(1) 2年前納

前納する月	令和5年4月		(参考) (毎月納付した場合)
	納付書	口座振替	
定額	387,170 (△14,830)	385,900 (△16,100)	402,000
付加	9,250 (△350)	9,220 (△380)	9,600
定額+付加	396,420 (△15,180)	395,120 (△16,480)	411,600

(2) 早割 (1ヵ月) 口座振替のみ

前納する月	令和5年4月から 令和6年3月までの各月
定額	16,470 (△50)

(3) 1年前納

前納する月	令和5年4月	
	納付書	口座振替
定額	194,720 (△3,520)	194,090 (△4,150)
付加	4,710 (△90)	4,700 (△100)
定額+付加	199,430 (△3,610)	198,790 (△4,250)

(4) 6ヵ月前納

前納する月	令和5年4月および 令和5年10月	
	納付書	口座振替
定額	98,310 (△810)	97,990 (△1,130)
付加	2,380 (△20)	2,370 (△30)
定額+付加	100,690 (△830)	100,360 (△1,160)

(5) 令和6年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	178,780 (△2,940)	162,800 (△2,400)	146,750 (△1,930)	130,660 (△1,500)	114,510 (△1,130)	98,310 (△810)	82,060 (△540)	65,760 (△320)
付加	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)
定額+付加	183,110 (△3,010)	166,740 (△2,460)	150,300 (△1,980)	133,820 (△1,540)	117,280 (△1,160)	100,690 (△830)	84,050 (△550)	67,350 (△330)

前納する月	令和5年		
	1月	2月	3月
定額	49,400 (△160)	32,990 (△50)	16,520 (△0)
付加	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	50,600 (△160)	33,790 (△50)	16,920 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(6) 令和7年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納 する月	令和5年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	371,860 (△13,620)	356,500 (△12,460)	341,100 (△11,340)	325,640 (△10,280)	310,130 (△9,270)	294,570 (△8,310)	278,960 (△7,400)	263,300 (△6,540)
付加	8,880 (△320)	8,500 (△300)	8,130 (△270)	7,760 (△240)	7,380 (△220)	7,000 (△200)	6,630 (△170)	6,250 (△150)
定額+付加	380,740 (△13,940)	365,000 (△12,760)	349,230 (△11,610)	333,400 (△10,520)	317,510 (△9,490)	301,570 (△8,510)	285,590 (△7,570)	269,550 (△6,690)

前納 する月	令和6年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
定額	247,590 (△5,730)	231,820 (△4,980)	216,010 (△4,270)	200,140 (△3,620)	183,760 (△3,020)	167,330 (△2,470)	150,840 (△1,980)	134,300 (△1,540)
付加	5,860 (△140)	5,480 (△120)	5,100 (△100)	4,710 (△90)	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)
定額+付加	253,450 (△5,870)	237,300 (△5,100)	221,110 (△4,370)	204,850 (△3,710)	188,090 (△3,090)	171,270 (△2,530)	154,390 (△2,030)	137,460 (△1,580)

前納 する月	令和6年				令和7年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定額	117,700 (△1,160)	101,050 (△830)	84,350 (△550)	67,590 (△330)	50,770 (△170)	33,900 (△60)	16,980 (△0)
付加	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	120,470 (△1,190)	103,430 (△850)	86,340 (△560)	69,180 (△340)	51,970 (△170)	34,700 (△60)	17,380 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(7) 令和5年6月までの期間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	49,370 (△240)	37,050 (△120)	24,740 (△40)	12,390 (△0)

(8) 令和6年3月までの間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	110,070 (△1,440)	98,000 (△1,120)	85,890 (△840)	73,740 (△600)	61,550 (△400)	49,320 (△240)	37,050 (△120)	24,740 (△40)	12,390 (△0)

(9) 令和5年6月までの期間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	32,920 (△160)	24,700 (△80)	16,490 (△30)	8,260 (△0)

(10) 令和6年3月までの間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	73,380 (△960)	65,330 (△750)	57,260 (△560)	49,160 (△400)	41,030 (△270)	32,880 (△160)	24,700 (△80)	16,490 (△30)	8,260 (△0)

(11) 令和5年6月までの期間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	16,460 (△80)	12,350 (△40)	8,250 (△10)	4,130 (△0)

(12) 令和6年3月までの間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	36,690 (△480)	32,670 (△370)	28,630 (△280)	24,580 (△200)	20,520 (△130)	16,440 (△80)	12,350 (△40)	8,250 (△10)	4,130 (△0)

(参考資料) 国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定 額	
	35歳未満	35歳以上
昭和36年4月～昭和41年12月	100円	150円
昭和42年1月～昭和43年12月	200円	250円
昭和44年1月～昭和45年6月	250円	300円
昭和45年7月～昭和47年6月	450円	
昭和47年7月～昭和48年12月	550円	
昭和49年1月～昭和49年12月	900円	
昭和50年1月～昭和51年3月	1,100円	
昭和51年4月～昭和52年3月	1,400円	
昭和52年4月～昭和53年3月	2,200円	
昭和53年4月～昭和54年3月	2,730円	
昭和54年4月～昭和55年3月	3,300円	
昭和55年4月～昭和56年3月	3,770円	
昭和56年4月～昭和57年3月	4,500円	
昭和57年4月～昭和58年3月	5,220円	
昭和58年4月～昭和59年3月	5,830円	

保険料を納付する月分	定 額
昭和59年4月～昭和60年3月	6,220円
昭和60年4月～昭和61年3月	6,740円
昭和61年4月～昭和62年3月	7,100円
昭和62年4月～昭和63年3月	7,400円
昭和63年4月～平成元年3月	7,700円
平成元年4月～平成2年3月	8,000円
平成2年4月～平成3年3月	8,400円
平成3年4月～平成4年3月	9,000円
平成4年4月～平成5年3月	9,700円
平成5年4月～平成6年3月	10,500円
平成6年4月～平成7年3月	11,100円
平成7年4月～平成8年3月	11,700円
平成8年4月～平成9年3月	12,300円
平成9年4月～平成10年3月	12,800円
平成10年4月～平成14年3月	13,300円

保険料を納付する月分	定 額	半額免除 (平成14.4～)	4分の1免除 (平成18.7～)	4分の3免除 (平成18.7～)
平成14年4月～平成17年3月	13,300円	6,650円		
平成17年4月～平成18年3月	13,580円	6,790円		
平成18年4月～平成19年3月	13,860円	6,930円	10,400円	3,470円
平成19年4月～平成20年3月	14,100円	7,050円	10,580円	3,530円
平成20年4月～平成21年3月	14,410円	7,210円	10,810円	3,600円
平成21年4月～平成22年3月	14,660円	7,330円	11,000円	3,670円
平成22年4月～平成23年3月	15,100円	7,550円	11,330円	3,780円
平成23年4月～平成24年3月	15,020円	7,510円	11,270円	3,760円
平成24年4月～平成25年3月	14,980円	7,490円	11,240円	3,750円
平成25年4月～平成26年3月	15,040円	7,520円	11,280円	3,760円
平成26年4月～平成27年3月	15,250円	7,630円	11,440円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月	15,590円	7,800円	11,690円	3,900円
平成28年4月～平成29年3月	16,260円	8,130円	12,200円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月	16,490円	8,250円	12,370円	4,120円
平成30年4月～平成31年3月	16,340円	8,170円	12,260円	4,090円
平成31年4月～令和2年3月	16,410円	8,210円	12,310円	4,100円
令和2年4月～令和3年3月	16,540円	8,270円	12,410円	4,140円
令和3年4月～令和4年3月	16,610円	8,310円	12,460円	4,150円
令和4年4月～令和5年3月	16,590円	8,300円	12,440円	4,150円
令和5年4月～令和6年3月	16,520円	8,260円	12,390円	4,130円

— 年齢早見表 — (令和6年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和8	1933	91	昭和39	1964	60	平成6	1994	30
昭和9	1934	90	昭和40	1965	59	平成7	1995	29
昭和10	1935	89	昭和41	1966	58	平成8	1996	28
昭和11	1936	88	昭和42	1967	57	平成9	1997	27
昭和12	1937	87	昭和43	1968	56	平成10	1998	26
昭和13	1938	86	昭和44	1969	55	平成11	1999	25
昭和14	1939	85	昭和45	1970	54	平成12	2000	24
昭和15	1940	84	昭和46	1971	53	平成13	2001	23
昭和16	1941	83	昭和47	1972	52	平成14	2002	22
昭和17	1942	82	昭和48	1973	51	平成15	2003	21
昭和18	1943	81	昭和49	1974	50	平成16	2004	20
昭和19	1944	80	昭和50	1975	49	平成17	2005	19
昭和20	1945	79	昭和51	1976	48	平成18	2006	18
昭和21	1946	78	昭和52	1977	47	平成19	2007	17
昭和22	1947	77	昭和53	1978	46	平成20	2008	16
昭和23	1948	76	昭和54	1979	45	平成21	2009	15
昭和24	1949	75	昭和55	1980	44	平成22	2010	14
昭和25	1950	74	昭和56	1981	43	平成23	2011	13
昭和26	1951	73	昭和57	1982	42	平成24	2012	12
昭和27	1952	72	昭和58	1983	41	平成25	2013	11
昭和28	1953	71	昭和59	1984	40	平成26	2014	10
昭和29	1954	70	昭和60	1985	39	平成27	2015	9
昭和30	1955	69	昭和61	1986	38	平成28	2016	8
昭和31	1956	68	昭和62	1987	37	平成29	2017	7
昭和32	1957	67	昭和63	1988	36	平成30	2018	6
昭和33	1958	66	昭和64/ 平成元	1989	35	平成31/ 令和元	2019	5
昭和34	1959	65	平成2	1990	34	令和2	2020	4
昭和35	1960	64	平成3	1991	33	令和3	2021	3
昭和36	1961	63	平成4	1992	32	令和4	2022	2
昭和37	1962	62	平成5	1993	31	令和5	2023	1
昭和38	1963	61						

— 年齢早見表 — (令和6年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和7	1932	91	昭和38	1963	60	平成5	1993	30
昭和8	1933	90	昭和39	1964	59	平成6	1994	29
昭和9	1934	89	昭和40	1965	58	平成7	1995	28
昭和10	1935	88	昭和41	1966	57	平成8	1996	27
昭和11	1936	87	昭和42	1967	56	平成9	1997	26
昭和12	1937	86	昭和43	1968	55	平成10	1998	25
昭和13	1938	85	昭和44	1969	54	平成11	1999	24
昭和14	1939	84	昭和45	1970	53	平成12	2000	23
昭和15	1940	83	昭和46	1971	52	平成13	2001	22
昭和16	1941	82	昭和47	1972	51	平成14	2002	21
昭和17	1942	81	昭和48	1973	50	平成15	2003	20
昭和18	1943	80	昭和49	1974	49	平成16	2004	19
昭和19	1944	79	昭和50	1975	48	平成17	2005	18
昭和20	1945	78	昭和51	1976	47	平成18	2006	17
昭和21	1946	77	昭和52	1977	46	平成19	2007	16
昭和22	1947	76	昭和53	1978	45	平成20	2008	15
昭和23	1948	75	昭和54	1979	44	平成21	2009	14
昭和24	1949	74	昭和55	1980	43	平成22	2010	13
昭和25	1950	73	昭和56	1981	42	平成23	2011	12
昭和26	1951	72	昭和57	1982	41	平成24	2012	11
昭和27	1952	71	昭和58	1983	40	平成25	2013	10
昭和28	1953	70	昭和59	1984	39	平成26	2014	9
昭和29	1954	69	昭和60	1985	38	平成27	2015	8
昭和30	1955	68	昭和61	1986	37	平成28	2016	7
昭和31	1956	67	昭和62	1987	36	平成29	2017	6
昭和32	1957	66	昭和63	1988	35	平成30	2018	5
昭和33	1958	65	昭和64/ 平成元	1989	34	平成31/ 令和元	2019	4
昭和34	1959	64	平成2	1990	33	令和2	2020	3
昭和35	1960	63	平成3	1991	32	令和3	2021	2
昭和36	1961	62	平成4	1992	31	令和4	2022	1
昭和37	1962	61						

— 索引 —

カード No.	タイトル	概要
1	20歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入手続きの方法は？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合 ■ 基礎年金番号通知書の見本は？
2	会社を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
3	配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
4	海外に居住するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外任意加入制度の内容 ■ お手続き窓口 ■ 納付方法 ■ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き ■ 任意加入をやめるとき
5	任意加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金額を増やすには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき ■ 受給要件を満たすためには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき
6	資格を喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 保険料 ■ 手続きに必要な書類
7	基礎年金番号通知書再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎年金番号通知書 ■ 基礎年金番号通知書（表裏） ■ お手続き窓口 ■ 年金手帳 ■ 年金手帳（全体）
8	保険料額について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金の保険料 ■ 国民年金保険料の納付義務 ■ 納付方法
9	付加保険料と付加年金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付加保険料 ■ 注意事項
10	前納制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前納とは ■ 2年前納とは ■ 前納保険料額 ■ 手続き方法
11	金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現金で納付するときは ■ 納付書見本 ■ 電子納付（ペイジー） ■ 注意事項
12	口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ■ 口座振替のメリット ■ 手続き方法 ■ 口座振替の早割制度とは ■ 注意事項
13	クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手続き方法 ■ 注意事項
14	スマートフォンアプリ納付	<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートフォンアプリでの納付のメリット ■ 支払方法 ■ 納付方法 ■ 注意事項

カード No.	タイトル	概要
15	申請免除・納付猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 審査基準 ■ 免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間 ■ 来年度以後は？ ■ 手続き後は？ ■ 将来の年金額を増やすには？
16	学生納付特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 将来の年金額を増やすには？ ■ 手続き後は？ ■ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？
17	法定免除制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金の給付はどうか？ ■ 手続き ■ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？
18	保険料負担と年金額の関係は？	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料負担と年金額の関係
19	追納について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「追納」とは？ ■ いくら納めればいいのか？ ■ 手続き ■ 注意点
20	事務処理誤りにかかる特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務処理誤りにかかる特例制度とは ■ お申し出いただける主な事例 ■ 特例保険料 ■ 注意点
21	産前産後免除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産前産後期間の免除制度とは ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き
22	社会保障協定について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保障協定の目的 ■ 日・中社会保障協定の概要 ■ 日・中社会保障協定の手続き（適用証明書） ■ 市町村における留意点 ■ 被保険者資格取得・喪失に関する手続き（参考） ■ Q&A

カード No.	タイトル	概要
-	届書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金被保険者関係届書（申出書） ■ 国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書 ■ 国民年金第3号被保険者関係届 ■ 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書 ■ 国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届 ■ 時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届 ■ 納付書の封筒見本 ■ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額 通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書 ■ 国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書 ■ 国民年金保険料産前産後期間免除通知書
-	（参考資料） 前納する場合の期間 および納付すべき額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前納する場合の期間および納付すべき額
-	（参考資料） 国民年金保険料の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金保険料の変遷
-	年齢早見表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢早見表

– 索引 –

カード No.	タイトル	概要
-	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必ず提出・添付するもの（全共通） ■ 申請免除、納付猶予の場合に添付するもの ■ 学生納付特例制度の場合に添付するもの ■ 法定免除の場合に添付するもの ■ 代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）
-	申請書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ■ 学生納付特例取消申請書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 ■ 国民年金保険料免除期間納付申出書 ■ 国民年金保険料免除理由消滅通知書 ■ 国民年金保険料追納申込書
-	必要書類見本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 離職票－1 ■ 離職票－2 ■ 雇用保険受給資格者証